

平成 29 年

三重県議会定例会会議録

(2 月 28 日)
(第 5 号)

第 5 号
2 月
28 日

平成29年

三重県議会定例会会議録

第 5 号

○平成29年2月28日（火曜日）

議事日程（第5号）

平成29年2月28日（火）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正富
30	番	服部	健児
31	番	津田	年規
32	番	中嶋	英介
33	番	奥野	智広
34	番	今井	隆尚
35	番	長田	直人
36	番	舘	正信
37	番	日沖	剛志
38	番	前田	裕幸
39	番	舟橋	

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)	柘 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)	吉 川	幸 伸
書 記 (議事課主査)	黒 川	恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	渡 邊	信一郎
危機管理統括監	稲 垣	清 文
防災対策部長	福 井	敏 人
戦略企画部長	西 城	昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	伊藤 隆
環境生活部長	田中 功
地域連携部長	服部 浩
農林水産部長	吉仲 繁樹
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村 昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井 敬子
雇用経済部観光局長	水島 徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	村上 亘
企業庁長	松本 利治
病院事業庁長	加藤 敦央
会計管理者兼出納局長	城本 暁
教育委員会委員長	森脇 健夫
教 育 長	山口 千代己
公安委員会委員	川端 郁子
警察本部長	森元 良幸
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎
人事委員会委員	降 籬 道 男

人事委員会事務局長

青 木 正 晴

選挙管理委員会委員

高 木 久 代

労働委員会事務局長

田 畑 知 治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。34番 今井智広議員。

〔34番 今井智広議員登壇・拍手〕

○34番（今井智広） どうも、おはようございます。公明党の今井智広でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

平成29年度の予算編成に当たり、知事のほうからは、奮励努力をすると。そして、安心と活力の「さしすせそ」という、そういったお話がございました。これは、秋山真之さんがバルチック艦隊を迎え撃つに当たって言った言葉でございますけれども、その奮励努力、目標に向かって気を奮い起こし、努めて励むということだと思いますけれども、それと同時に、やっぱりこの努力のところが僕はすごく大事なかなと、このようにも思っております。

どんな努力をしたか、例えば全速力で走れるために余分な石炭を廃棄したり、また、隊員の方がけがをしたときに傷が化膿しないように、消毒済みの隊服をみんなに着させたり、また、甲板が例えば負傷した人の血で滑らないように砂をまいたり、そういったことを未然に防止する、そういった取組を

されたと、そのように聞かせていただいております。

一方で、戦術においては有名な丁字作戦ですけれども、当時の常識を覆すような、そういった戦い方をして強い相手に勝利をしたというのがそのバルチック艦隊の戦いであったのかなど、そのように思っております。でありますので、何をどのように今後努力していったら「さしすせそ」を実現できるのかということにつながっていくと思います。

それで、私なりに、今までの知事等の発言を参考にしながら、「さしすせそ」のための「ざじずぜぞ」というのをちょっと考えさせていただきました。

「ざ」は財政の健全化。財源確保や、今日の質問の全体に伝わることですけれども、経費の削減ということでございます。

「じ」はいろいろあります。人口減少とか人口流出とか人材育成、ありますけれども、あえてここでは、事業の高効率化を図るということが重要であるのではないかと思っております。

そのために、「ず」、頭脳を結集する。知事も知恵を出してとか、総務部長も知恵を絞りながらと言われますけれども、やはりここが、みんなの頭脳を結集して様々な努力をしていく必要がある。

そして、「ぜ」は税金の使い方、税金のあり方も含めて考えていく必要がある。税負担者への対応でありますとか、そういったことも含めて、「ぜ」の部分で、そういったことに注力をしないといけないと思っております。

その上で、「ぞ」、増加ですね。幸福実感でありますとか満足度、そういったものをしっかりと増加させていく。そういった思いで今日は質問をさせていただきたいと思っております。

まず、一つ目は、経費削減、財源確保への取組についてということで、公用車へのリース導入についてという題目で質問をさせていただきます。

知事は、先日の記者会見で、経常収支適正度（仮称）の改善について記者から質問を受けて、そのときに、歳入の確保や歳出の見直し等、様々な取組を通じて達成するものであり、ホームランではなく、ヒットを積み重ねなければならないと考えていると、そのようにおっしゃられました。私も、ヒッ

トになるかどうかわかりませんが、たとえポテンヒットでも内野安打でも、少しでも協力ができればという思いで幾つか述べさせていただきます。

公用車へのリースの導入に入る前に、三つほど要望をさせていただきたいと思います。

一つは、財源確保策として県有土地の売却について。これは要望です。

最近、津市大谷町でありますとか、前津南警察署の跡地を入札にかけていただきました。それは、両方の結果というのは、県が予定していたよりも多くの財源確保につながったと、そのように伺っております。

土地の売却、私も以前不動産の仕事をしておりましたけれども、やはり、必要とされる方に、一番いいタイミングで、スピーディーに届けることが重要になってきます。入札でありますので、より1人でも1社でも多くの参加者があれば、それだけそこには競争が働きます。そうなると、より高く、欲しい方はよりよそよりも高く入れたいという思いになりますので、いつのタイミングで出すかということが重要であると思っております。

今後、津市大谷町の公舎跡地でありますとか、あすなろ学園、草の実リハビリテーションセンター跡地というのが出てくるとは思いますが、こういった、入札に出すまでには準備してもらわないといけないこともたくさんあるのも承知しておりますけれども、タイミングをしっかりとばかりながら一番いいときに入札に出していただければ、より多くの財源確保につながるとは思います。

特にあすなろ学園や草の実リハビリテーションセンターの跡地というのは、今、近くでイオンモール 津みなみ（仮称）が建設中であります。津波の心配も、あの高さは心配ありません。非常に注目をされる土地であると思っておりますので、そういった売却の仕方をしっかりと考えていただきたいと思います。

二つ目は、県有財産の有効活用ということで、自動販売機の設置場所をしっかりと探していただいて、また、いろんな人から知恵をかりて、新たな設置をしていくことによって財源収入になっていくというふうに思っております。

例えば今、県土整備部でも御検討いただいておりますけれども、県営住宅には自動販売機を置いていないと思います。でも、やはり、県営住宅にお住まいの方は、より利便性、ちょっとしたときに、ジュースを飲みたいときということで、置いてもらいたいという声も聞かせていただいております。県営住宅に置くことはできないのかどうか、そういったことも考えてもらいたいですし、様々な県の施設等に、業者からの意見等もうまく聞いていただきながら、専門家の目からここへ置いたら利用者が喜ぶんじゃないかというところを、いろんな意見を聞いていただいて、そういったことも探していただきたいと思います。

最後に、もう1点、要望。

発注の仕方、仕事の発注の仕方ですけれども、例えば、警察本部のほうで、来年度認定になれば、横断歩道の塗りかえをしていただきます。一方で、県土整備部のほうでは外側線、それに伴う外側線の発注をしてもらうことになるらうと、そのように思います。

そういったときに、もう既にいろんな連携をしていただいておりますけれども、発注も、今は、警察本部は警察本部で横断歩道の発注、県土整備部のほうでは外側線等の発注をしてもらっていますけれども、それぞれの発注よりも、僕は、一つの面として発注をしていただいたほうが、より効率的に業者のほうも取り組めるんじゃないか、また経費も削減できるのではないかと思いますので、様々な会計上の問題とかもあるかもわかりませんので一概には言えませんが、そういった形で知恵を出しながら、より経費を削減できるような発注の仕方も御検討いただければと思います。

その上で、公用車へのリースの導入についてということでございますけれども、公用車へのリース導入については、平成25年10月28日に、総括質疑で、当時の稲垣総務部長、現危機管理統括監のほうにさせていただきました。

現在、県の公用車というのは、警察車両や企業会計の部分を除いて、1037台あると伺っております。当時、平成25年に質問させていただいたときは1027台でございました。

今と当時をちょっと見比べてみると、当時、平成25年のときは、例えば10年以上の車というのは238台、全体の約23%でございましたけれども、現在は、10年以上の車が357台、約34.4%になっております。5年未満の車も当時は約40%、415台が5年未満であったんですけれども、今は5年までの車は233台で全体の22.4%ということで、社会情勢のように車も高齢化していつているのかなど。

これは、有効的に大切に使っていただいているという意味もありますので、ここを一概にどうのこうの私と言うつもりはないんですけれども、やはりより新しい車のほうが燃費効率もいいし、維持管理費も、通常のもの、古い車よりは安く上がるということでは、ここにも税金が使われているわけですので、より効率を上げていくということも重要であると思います。そのためにリースという制度を導入してもらいたいと、当時もお願いをいたしました。

簡単に、私が考えるリースのメリット。これは、まず一つ目は財政の平準化ですね。毎月のリース代、ガソリン代と、あとは任意の保険、そういった形で済みますので、毎年幾ら、毎月幾ら要るかが見えてくるということが1点ですね。

そして、先ほど申し上げたように、ガソリン代などの経費の削減ができるのではないかと。

また、リースによって新たな税込確保につながるのではないかと考えております。今は三重県が所有をしておりますので、自動車税や自動車取得税、毎年のもので1回のものでございますけれども、これは納税義務が発生しておりませんけれども、その車がリース会社のものになることによって、リース会社は自動車税そして取得税はお支払いをいただかないといけませんので、新たな税込確保にもつながるのではないかと。

そして、担当職員の経費の削減。今は車検の管理や、そういったことも全て職員の方がそれぞれの部署でやっていたいただいていると思いますけれども、これが全てリース会社がやってくれることになりますので、そういったことの削減にもつながっていく。

また、緊急時の対応。いざというときに新しい車両、災害等で車が動かなくなっても、新しい車を持ってきていただけるという、そういった利点もあると思います。

県のほうでは、平成26年度中に、試行として何台かスタートをしていただいておりますけれども、間もなく3年が経過しようと思っております。私は、検証をしていただいていると思いますけれども、スピーディーに検証をしていただき、また、そこでメリットがわかれば本格導入をなるべく急いでやっていただきたい。経費の削減でありますとか、様々な点においてやっぱりスピード感というのが大事でありますので、そこでメリットがないと県が判断したら本格導入はできないんだと思いますけれども、検証をまずスピーディーにやっていただきたいと思っておりますけれども、今の状況を総務部長にお尋ねします。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 公用車リースの導入についてお答えさせていただきます。

公用車のリース契約につきましては、普通自動車に対してコスト軽減の効果が高いと見込まれる軽自動車を対象といたしまして、平成26年7月から試行的に導入をしているところです。

現在、導入から2年7カ月を経過しておりますけれども、通常の保守に係る部品交換費用だとか、12カ月点検等がリース料に含まれ、コストの平準化が図られているとともに、関係する管理業務も少なくなることから、職員の業務軽減にもつながっているというふうに考えております。

さらなるリース車両の導入につきましては、まずは平成29年7月に第1回目の車検がありますので、その車検時に、消耗部品の交換などのリース料以外の発生するコストについて確認をした上で、同時期に購入した他の県有車両とのコスト比較をし、リース化による効果を検証したいというふうに考えております。その上で、軽自動車のリース化の効果が認められれば、さらなる導入を検討してまいりたいというふうに考えております。

ただし、さらなる導入に当たりましては、本庁共用車の場合、東紀州地域など遠方への出張だとか来賓の送迎、あるいは、多人数、大量の荷物の搬送などの用務などに対応する必要がございますので、全ての共用車を軽自動車にするということではできないというふうに考えています。

このため、普通自動車と軽自動車の車種構成について、出張時の走行距離等の使用実態や利用する職員の意見、業務への影響なども踏まえながら、どのような割合が適当か、検討を次に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁、ありがとうございました。次の車検時に向けて、しっかり検討をしていただくということで。

メリットについては、様々な角度から見ていただいて、デメリットも当然あるかと思えます。また、リースの仕方も、様々なリースの形態がありますので、そのあたりのところも一度よく御検討の中でしていただきながら、少しでも、やはり毎年ここにも多額の税金が投入されておりますので、税の使い道として一番いい方法を選んでいただきたいと思えますので、そして、スピーディーにお願いしたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

時間の関係で次へ入らせていただきます。

2番目は、納税者、寄附者への対応についてという項目を掲げさせていただきました。やはり基本となる、一番基礎の部分になってくると思えます。税をいただく側がしっかりと税を負担していただく側に報告をする。どういったことに使わせていただいたか等の報告をすること、そして、理解をしていただき、また納税をしていただく。そういったことは基本になってくると思えますので、そういった思いでこの項目を質問させていただきます。

まず、みえ森と緑の県民税について、これはお願いも含めて質問をさせていただきます。

以前もこの議場で私は発言をさせていただいたかと思いますが、平成26年4月から、県民の方、企業の方にこの税負担をお願いしております。税負担を決める、税の導入を決める前は、多くの方々に御説明もいただき、御理解をいただいて導入をされたと思います。当然、その後もいろいろと啓発活動はしていただいておりますが、私も、いろんな人と会うときにみえ森と緑の県民税の話を見せてもらおうと、実際何に使われているかが余りわからないという、そういった方々の声も聞かせていただくことがあります。

その意味で、徴収という権利を行使している県として、納税の義務が発生する納税者の方にしっかりと、何にその年度使わせてもらったのかというのをわかりやすい形で、より多くの方に見てもらおうことが重要であると、そのように思っております。

それで、ちょっとパネルを用意させていただきました。(パネルを示す)このパネル、ゴルフ振興基金についてのパネルで、三重県ゴルフ連盟がつくられたものであります。たまたまゴルフ場へ行ったときに、中を歩いておりますと、このポスターがぱーんと目に飛び込んできましたので、今日はちょっと持ってまいりました。

非常にゴルフをされる方はゴルフ振興基金というのを払っていただいておりますけれども、そのお金がどのような形で使われているのかということは、僕もこれを見るまでは余り知らなかったですけれども、このように、ジュニア育成に使っていますよ、例えば国体マスターズの関係費として使っていますよ。こういった、わかりやすい、これ、ポスターはもう少し大きいんですけども、こういったポスターをつくられております。

県も、例えばこれを木の形にして、それぞれの葉っぱに、こういうふうにする、災害に強い森林づくりに使わせてもらっています、子どもたちの木の導入に使わせてもらっています、何%そこに行っていますとか、そういったことをよりわかりやすくしていただくことが重要であるのかなと、そのように思っております。

県のほうでは、（冊子を示す）こういった毎年事業成果報告書というのをつくっていただき、中を見させていただくと、すごく一生懸命考えて使っているんだなというのわかりますけれども、これは、我々県議会議員であるとか、市長であるとか、関係者の方々には届きますけれども、県民の方まではなかなか目に触れることはないと思います。そういった意味において、こういった、わかりやすい案内をぜひ御検討いただきたいと思いますので、まず1点、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、寄附者への対応ということは、これは、ふるさと納税を取り上げさせていだきたいと思います。

県では、毎年、ふるさと納税のほうで、伊勢志摩サミット等の大きな行事は別にして、毎年数百万円のふるさと納税、寄附をしていただいております。

先日、国のほうでも発表がありましたけれども、2016年度のふるさと納税の総額というのが2015年の約2倍になるだろうと。全国規模でいくと約3000億円の規模になると、そのように菅官房長官のほうから御発言がございました。

ふるさと納税、これは税金というよりは寄附金という形でございますけれども、三重県も、多くの、特に県外が多いとは思わんですけれども、その方々から三重県頑張れと寄附金をいただいております。

いろんな項目に分かれておるわけですが、このいただいた寄附金をどのように使っているか、また、どれぐらいいただいているのかというのを、県内の皆さんにもやっぱり知っていただく必要はあると思います。知っていただきたいと思います。三重県の皆さんに、県外の、三重県出身であったり三重県ファンであったり、その方々が自分たちの住む三重県の防災対策のために、子育てのために、これだけ応援をしてくれているというのを県民の方に知らせていくことも重要であると、そのように思っておりますので、そういった取組をお願いしたいのと。

もう一つは、ちょっと細かいことになるんですけれども、全国的に今、返品が問題になったりもしていますけれども、返品をよくしろとか、そう

ということではなくて、寄附をしていただいたときには返戻品とともにお礼の気持ちを伝える、これはどの自治体もやっていることだと思いますが、私は、もう一步進めて、大事なことは、年度末にしっかりと、寄附をしていただいた方に、あなた様からいただいた寄附金は今年度このような形で使わせていただきましたということで、年度末に改めて、お礼状のような形で、しっかり感謝の気持ちを伝えることが大事であろうと、そのように思っております。

そういった取組が今後のさらなるつながりの継続や、また広がりへとつながっていくように思いますので、そういった取組もぜひ三重県として感謝の気持ちをしっかりと、そういう寄附をいただく方に深く感謝している旨を伝えるということにおいては年度末の対応というのも重要になってくると思いますので、その点について2点質問をさせていただきたいと思います。お願いします。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） まず、ふるさと納税についてお答えさせていただきます。

三重県ふるさと応援寄附金は、三重県への寄附により三重県を応援していただく制度でございます。所得税と住民税から寄附額の一部を除いた額が控除され、三重県に納税したような効果が生まれることから、いわゆるふるさと納税と言われているものであります。

寄附への御理解をいただくために、寄附金が寄附者の意向に沿って活用されることが重要であるとの考えから、寄附金の活用先として、例えば、三重から発進！未来のトップアスリート応援募金など、21の事業を選択肢としてお示ししているほか、選択肢以外の活用先を自由にさせていただくことも可能としております。

また、財源確保の観点からも、県外に居住する方々から三重県へ寄附していただくことが有効であると考えており、県内に居住されている方はもとより、県外で開催される県人会などのイベントでのリーフレット配布やホームページの情報発信など、主に県外の方々に向けた周知活動について力を入れ

ているところでございます。

現在、寄附をいただいた全ての方にお礼状をお送りするとともに、2000円以上の寄附をいただいた方には三重県立美術館の入場券などを進呈しているほか、500万円以上の寄附をいただいた方には、寄附の意向を踏まえまして、感謝状等を贈呈しております。

今後は、寄附金を活用させていただいた後にも、改めてお礼を伝えさせていただくことなどにより、さらなる応援をお願いしたいというふうを考えております。また、より多くの方々方が制度の趣旨を御理解いただき、寄附をいただけるよう、寄附金の使途等をよりわかりやすく紹介するなどの一層の周知に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） みえ森と緑の県民税の使途について、もっとPRをしてはどうかという御質問でございます。

みえ森と緑の県民税については、その目的や使い道など、広く県民の皆さんに周知することが大変大事だと思っております。そのため、現在、県のホームページや県政だよりみえの活用、あるいは、駅やショッピングセンターにおいて啓発ポスターの掲示、リーフレットの配布、映画館でのCM放映など、取り組んでまいりました。

また、毎年度、この事業については、みえ森と緑の県民税評価委員会による評価、検証、県・市町による事業成果発表などを公開の場で実施し、その内容については、県のホームページはもとより、森林、林業に関する研修会や各種イベント等においてお知らせしているところであります。

さらに、平成28年4月には、森林環境教育、木育などをサポートする拠点としまして、みえ森づくりサポートセンターを林業研究所内に開設しました。このセンターにおいて、各地で実施しております森林環境教育、木育活動や学校等での出前授業などにおいて、県民税の内容について丁寧に説明をしています。こうしたことで、参加した児童や保護者の方からは、森林の役割に

ついてよくわかったとか、そういった意見をいただいています。

今後も引き続き、みえ森と緑の県民税につきましてはしっかりと、その使い方、目的、あるいは成果について、市町の皆さんと連携しながらPRをしていきたいと思っています。

なお、議員から御提案のありました、例えば先ほどのゴルフ振興基金のようなポスター、非常にわかりやすいと思えました。県では、広報に関するアドバイザーを設置しておりますので、そういった専門家の意見なども聞きながら、より今まで以上にわかりやすいPRをしっかりしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁、ありがとうございます。ふるさと納税については、そういった取組をしていただけるということで、よろしく願いしたいと思います。

先日、知事は、お店は閉められましたけど、東京大寿司の松田代表に感謝状をお渡しされたのを新聞で拝見しました。そのときの新聞の松田代表のコメントに、感謝状とともに希望と勇気をいただいた、第2の人生も人材育成に励みたいという、そういった言葉を発せられたと見させていただきました。

本当に気持ちだと思うんですね。やっぱり感謝状1枚、お礼状1枚、そういった三重県としての気持ちをしっかりと感謝の気持ちを伝えることによって、相手にその心が伝わり、さらに御尽力いただける。こういうふるさと納税寄附者の方々も、本当に三重県のためにやっていただいておりますので、そういった心をしっかりと伝えてもらいたいと思います。

みえ森と緑の県民税も、ぜひ御検討いただいて、よりわかりやすく皆さんに広報をしていただきたいと思います。

私は、この二つ、なぜ取り上げたかという、この二つは基準財政需要額に算定されない、そういった県の収入になります。地方交付税の対象にならないといったほうがいいんですかね。そういった、ここをしっかりと、今後、

必要があれば、必要に応じて伸ばしていくことが三重県の財政にとっても重要であると、そのように思っております。

特にみえ森と緑の県民税に関しましては、私自身は、今後、約5年ごとにいろいろ再検討をしていくということでございますけれども、そういったときに、県民の皆さんのまずは御理解をいただき、森林整備の重要性を御理解いただき、また応援をいただきながら、森林整備のためには、より税による財源確保ということも問いかけていかないといけないのではないかと、そのように思っておりますので、今回取り上げさせていただきました。ありがとうございました。

時間の関係で、最後の質問に入ります。

人口流出における課題についてということで、漠然とした題目ですけれども、これは、ずっと私が、人口流出、様々な問題がある中で、こういったことも問題だよねということを考えてまいりました。

それは、人口流出によって相続者が県外へ出ることも多くなってきました。そうすると相続時に、三重県内で蓄えていただいた資産、預貯金や、例えば株式をお持ちの方なら株式、また土地や建物、こういったものが相続人が県外の人になった場合には、そちらへ流出をしてしまう。流出という言葉がいかがどうかは別にして、そちらへ移動をしてしまうと。これはやはり、三重県にあった資産が県外へ出ていくことが多くなっていくということで非常に危惧を、今後さらに多くなっていくということで危惧をしております。

(パネルを示す) パネルを用意しましたがけれども、平成19年からの転入転出、社会増減の表でございます。県民の方にもちょっと見ていただきたいという思いでパネルを出させていただきました。

やはり、三重県は今、人口流出のほうが多くなっております。そういった中で、今後さらに高齢化が進んでいき、相続というのも多く発生する形になります。そういったときに資産が流出するということを、私も金融関係の方々とは意見交換をして、こういったことを問い合わせすると、確かに、もう現在預貯金等が他県へ移動するケースもあったり、株式等も、三重県内の証

券会社でお持ちいただいておった株式が違う会社へ、他県の違う会社へ移ったりということで、流出は確かにあるというふうに聞いております。

その意味において、これは知事のほうにお願いと御質問をさせてもらいたいんですけども、やはり、国と地方のあり方、今後の社会構造の変化という意味においては、こういった問題をぜひ知事会等で、全国というふうにはいかないかもわかりませんが、都会も入っておりますので増えるほうも入っておりますけれども、地方の知事のそういう会議の場等で、ぜひ御提案をいただき、御検討いただきたいと思います。感想も含めて、知事の答弁をよろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 人口流出に伴って、資産が相続により県外へ流出することについての所見ということでございます。

三重県に在住する親が死亡し、親の財産が県外に在住している子に相続された場合、固定資産税は引き続き不動産の所在している市町で課税されますが、不動産から発生する所得に関する住民税は、財産を相続した子が在住する自治体で課税され、三重県の歳入が失われることとなります。

このような状況のもと、これまで、自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク、これ、人口とか企業を地方に分散していこうということでいろんな政策提案を行っていて、三重県も平成23年から加盟しているネットワークですが、ここで地方財政の財源調整機能の強化についても検討をしてみました。

そこで、被相続人が生まれ育った土地で行政サービスを享受し、蓄積された結果が相続の対象となる財産であることから、現在、国税の相続税の2分の1を地方交付税の原資とすることを我々は提案しています。この一个一个の県のことをやればよいんですけど、徴税実務上煩雑になりますので、今、国税に全部行っている相続税の半分を地方交付税の原資として、一般財源として地方が使えるようにしてはどうかという提案をしています。

資産が県外に流出することについては、私も重要な視点と認識しておりま

して、今後も、ふるさと知事ネットワーク等の場で、地方の財源確保に向けてしっかりと議論をしてみたいと考えております。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

時間が来ましたので終結をさせていただきます。ありがとうございました。
（拍手）

○議長（中村進一） 6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○6番（岡野恵美） それでは、質問させていただきます。

中勢沿岸流域下水道志登茂川処理区について、津市民の皆さんは、当初計画から10年以上遅れたこの下水道の供用開始を待っておられます。このことを念頭に質問をいたします。

まず、中勢沿岸流域下水道志登茂川処理区のくい打ちデータの改ざん問題のその後について。

この点については、昨年11月21日の下水道会計特別決算認定議案の反対討論でも触れました。日本共産党議員団は、最近の豊洲の土壤汚染事件や福岡県博多区の道路陥没事故が起きて、改めて2006年に津市で起きたくい打ちデータの改ざん問題が気になり、資料を要求したところ、平成28年度志登茂川処理区事業計画概要が提出されました。そこには当時のくいの改ざん問題の記載がなく、何事もなかったかのように伏せられていました。そのため、現在の当局の隠蔽的な姿勢を問題として、決算認定に反対いたしました。

そこで、改ざん問題の処理の経過と教訓、工期延長による損害遅延金が払われたのかどうか、6本のくいによる載荷試験で安全性が担保されると言い切れるのかどうか、伺います。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、中勢沿岸流域下水道志登茂川処理区の建設工事において管理資料の改ざんのあった工事に関する御答弁をさせていただきます。

平成18年10月に契約した志登茂川浄化センター北系水処理施設（土木）建設工事において、平成19年9月の出来高検査時に提出された基礎ぐいの施工管理資料に改ざんがありました。資料の改ざんのあったぐいの本数や場所、なぜ資料の改ざんを行ったのか、ほかに不正はなかったかなどを明らかにするため、施工業者に対して聞き取り調査を行いました。また、ぐいの支持力の確認試験の方法などの検討に約4カ月を要しました。

平成20年2月に、ぐいの支持力確認試験の方法と試験結果の評価方法を決定し、6本のぐいの試験に着手しました。ぐいの支持力確認には、地中にあるぐいのぐい頭、ぐいの頭ですが、ぐい頭を出す掘削作業が必要であり、また、試験機械の据えつけ作業などに時間を要したことから、支持力確認試験の完了が平成21年10月となりました。

このため、工事の完成は、当初平成20年12月15日でしたが、平成23年8月23日となりました。この間の請負業者に原因を帰する工事の遅延については、延滞の損害賠償を行っております。

ぐいの支持力確認試験は、支持層の土質ごとに3本のぐいを急速載荷試験により行うこととしました。この現場のぐいの支持層は砂層と砂れき層の二つの地層であり、6本のぐいの載荷試験を行いました。

なお、外部有識者による検討委員会を設置し、試験方法、試験結果の検証方法と試験の検証結果について審査、確認をいただきました。また、4本の試験については、検討委員会の委員の立ち会いのもとに行いました。

平成19年12月の県土整備企業常任委員会に、資料の改ざんの経緯、支持力確認試験の方法などを報告し、その後、確認試験の進捗状況の報告を4回行い、平成21年12月に確認試験の結果を報告しております。

当該建設工事の完成時には、躯体の高さ等の測定により傾きやひずみがないこと、また、水槽の水張り試験により漏水がないことなど、検査基準に基づき、安全性、安定性の確認を行っております。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 一応、経過については説明をいただきました。

しかし、私たちは、824本のくいのうちの380本の改ざんは、約2本に1本の割で改ざんがあったこと、また、砂地、砂れき層とかいうことと、傾斜地であるというようなことの海岸ベリでのことでありまして、支持層までは到達していないくいがあることを、想定いたしまして、建物にゆがみや亀裂、水漏れがあるのではないかと、このように疑いまして、10月21日に現地調査を行いました。しかし、私たちは素人ですから、はっきりしたことはわかりませんでした。

その後、詳しい資料を請求いたしましたが、しかし、今に至るも、この資料は私たちに提出されておりません。

もう一度伺います。このまま供用開始して大丈夫でしょうか。水漏れなど、起きないでしょうか。また、この間の経過について県民や議員に説明していただけるかどうか、お聞きいたします。

さらに、この工事の瑕疵担保責任の期限はいつですか、また、問題があったらきちんと修理させますか、確認いたします。

○県土整備部長（水谷優兆） この工事で完成された構造物につきましては、現在も様々な調査というか、観測を行っております。現時点においても、躯体の高さ等の測定により沈下や傾きなどを確認はされていないということでございます。

また、来年1月の試験運転の準備のために、一部の水槽に貯水しております。この水の水位の観測も継続的に行っておりますが、許容値を上回るような水位の低下は確認しておりません。引き続き、施設の状態でありますとか状況については継続調査を行い、必要に応じて御報告させていただきたいと考えております。

また、瑕疵担保期間につきましては、建設工事の瑕疵担保は契約書の第44条で定めております。瑕疵の修補または損害賠償の請求は、引き渡しを受けた日から2年以内、ただし、その瑕疵が請負者の故意または重大な過失により生じた場合は、当該請求を行うことのできる期間を10年と定めております。

この工事が完成しましたのは平成23年の8月でございますので、通常の瑕

疵担保期間は過ぎておりますが、瑕疵の状況に応じて、重大な瑕疵ということであれば請負業者に対して適切な措置はとりたいと考えております。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 10年というようなことであるかもわからないので調査中だというふうなことで認識してよろしいでしょうか。

供用開始は来年の4月1日です。私は、専門家も入れて、しっかりと今調査をしておくべきことが必要だと思うんです。もし問題があったら、業者にきちんと修理をさせなければならない。このように強く求めておきたいと思えます。

続いて、下水道普及率についてお尋ねします。

三重県の下水道普及率は、2015年末で51.7%と全国の77.8%を下回っております。そこで、今度の志登茂川処理区の供用開始で下水道普及率はどれぐらいになるのか、また、今までにかかった費用はどれくらいか、面整備はどの程度進んでいるのか、お示してください。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、志登茂川浄化センターの供用開始により増加する下水道普及率というようなことについて御説明させていただきます。

志登茂川浄化センターを供用開始することにより、供用区域面積が約440ヘクタール増加することになります。これにより津市の下水道普及率は、約5%増加するというふうに見込んでおります。

津市内の面整備につきましては、県で進めています流域下水道工事と津市が行っております単独公共下水道工事、流域関連公共下水道工事により面整備を行っており、これらに関連して整備を取り組んでいきたいと考えております。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） この下水道の普及率ですけれども、今度の供用開始で5%普及率が増加するということでもあります。今までにかかった費用は378

億円ということで、膨大なお金がかかっております。これについて、私たちは、この流域下水道の計画については当初から反対の立場をとってまいりました。

なぜならば、答弁にもありますように、今まで志登茂川処理区だけでも378億円と膨大な費用がかかってまいりました。しかし、いまだに供用開始されておられません。県が費用をかけて管渠工事をして、面整備が進まなければ普及率は上がりません。下水道事業は、平成26年度末までに既に進められてきましたことを見ますと、1兆2900億円もの巨大投資が行われてきております。進捗率は65.1%となっております。

様々な指摘をいたしました。この志登茂川処理区のくいの問題など起きておりますけれども、こういった莫大な公共事業の投資の陰で様々な問題点が、公共事業であるがゆえに、あちこちで発覚しているのではないかというふうに思うんです。

それで、改めて、私は、ちょっと戻らせていただきますけれども、志登茂川のこの工事については、しっかりと検証をしておかなければならないというふうに思っております。そこで、戻りますけれども、専門家も入れて、このくいの処理についてどうなのかということ再度調査をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 先ほどもお答えさせていただきましたように、現在も引き続き処理場の様々な状況について、観測なり調査なりを行っております。その調査の結果において、議員御指摘のように、専門家も入ったような専門的な検証が必要となれば、そのような対処をしたいと考えております。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○**6番（岡野恵美）** 専門家も入れてしっかりと調査をするというふうに言うていただきましたので、その点についてはよろしく願いいたします。

私たちは、下水道事業について、初めはその流域下水道計画については問題ありとして言うておりましたが、最近、状況が非常に変わってきている

ように説明を受けてわかりました。今、私たちの主張も一部取り入れられまして、流域下水道などの公共事業も含めて、生活排水処理アクションプログラムに基づいて、生活排水処理施設の整備が進められてきております。

したがって、以前の流域下水道事業と、それから、様々な組み合わせによりまして、農業集落排水施設や漁業集落排水施設、林業集落排水施設とか簡易排水施設、小規模集合排水処理施設などの集合処理、それから、個別処理も、個別排水処理施設、それから市町村設置型浄化槽、個人設置型浄化槽というようなことで、生活排水処理施設が整備をされるということになってまいりまして、この下水道事業が進められてきております。

ですから、私たちが当初から問題にしていたところが随分変化をしてきたように思いますが、しかし、平成47年度末を一応目標にしておりましても、まだまだ先、20年もあるわけでございまして、このことについてはやはり市町とよく協議をしていただきたいと思っております。

管渠は進められておりましても、面整備が伴っておらないというふうの問題点を指摘させていただきたいと思っております。市町とよく協議して、市町をよく支援していただくように要望して、この質問は終わりたいと思っております。

じゃ、次に参ります。

次に、廃棄物処理センターガス化溶融炉解体工事についてお伺いします。

(パネルを示す) これは、一般財団法人三重県環境保全事業団が解体業者が発注して解体しているガス化溶融炉の写真です。これとこれ、こういう状態になっております。

ガス化溶融炉については、環境先進県を掲げる三重県が市町の焼却灰の処理を行うためにつくったものですが、既に行わなくなって解体工事を行っています。ところが、工事がこのように途中でとまっております。請負業者が民事再生法の適用を申請し、解体工事が行われないからです。業者選定に問題があったのではないのでしょうか。これからどうするのか、お答えください。

[渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長登壇]

○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆） 廃棄物処理センターのガス化溶融

炉の解体について御答弁申し上げます。

ガス化溶融施設につきましては、平成23年3月に廃棄物の受け入れを停止し、事業主体である一般財団法人三重県環境保全事業団が、平成27年11月から平成29年3月までの予定で解体撤去工事を実施することとしておりました。しかし、請負業者の経営状況が悪化し、平成28年12月から工事が中断しております。

工事の中断によりまして、現在は、お示ししていただきましたように、建屋が解体途中で残された状態となり、一部が崩落する危険性があるため、施設周辺への立入禁止の措置がとられております。

溶融炉本体でありますとか煙突などの設備につきましては、除染や撤去作業は終了しており、解体現場にはダイオキシン類等を含む有害廃棄物は残されてはおりません。

事業団は、当該請負業者との契約を解除しまして、安全面でありますとか環境面の対策を実施しながら、今後、できる限り早期に解体工事を再開できるよう発注準備を進めていると聞いております。

県としましては、周辺への環境影響が生じないように、必要に応じ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 解体工事に伴ってのダイオキシン類は大丈夫だということでございますので、この点については答弁を聞いておきます。

それから、その次、3番目ですが、子どもの育ちに寄与する文化交流ゾーンについて御質問いたします。

私は、県民の皆さんは、三重県の子どもたちが本物の芸術や文化に触れて、心豊かに育ってほしいと願っておられると思います。そこで、子どもたちのために、総合文化センター、図書館、総合博物館、美術館などの文化交流ゾーンがどう活用されているか、お示してください。

〔田中 功環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（田中 功） 私のほうから、文化交流ゾーンを構成する各施設では子どもの学びのため、どのような取組を行っていくのかについてお答え申し上げます。

本県では、平成26年に、10年先を見据えた新しいみえの文化振興方針を策定し、文化施策を進めております。この方針では、人材の育成を重点施策の一つに位置づけ、若い世代が文化に触れ親しみ、理解を深める機会を増やすこととしております。

文化交流ゾーンを構成する施設は、それぞれの特色を生かしながら、取組を展開しているところです。

総合文化センターでは、文化施設・団体等の協力を得て、文化体験パートナーシップ活動推進事業を実施しており、小・中学生とプロのアーティストとの出会いの場を提供しております。

また、他の文化施設やアーティスト等と連携して、県内最大級のキッズ・アート・フェスティバルでありますM祭を夏休みに開催し、毎年1万人を超える方に参加いただいています。

総合博物館は、巨大生物や忍者など、子どもたちの関心の高いテーマで企画展を開催するとともに、社会科の授業で昔の道具を学習する時期に合わせて暮らしの道具展を開催するなど、実物資料を通じた学習支援を行っています。また、子どもの体験展示室を設け、体感しながら三重について楽しく学ぶ場を提供しているところでございます。

美術館も、今年度は、アートでつなぐ・特別支援学校と地域との連携事業として、玉城わかば学園と西日野にじ学園において、生徒らの美術館体験や芸術家の指導による作品制作等を実施しました。現在、成果発表として、生徒たちが制作した作品を美術館で展示しているところです。このほか、子どもたちを呼び込む取組として、各館が連携してスタンプラリーや絵画コンクール等も開催しております。

今後も、文化交流ゾーンを構成する各施設がそれぞれの特色を生かしながら、連携を強化して魅力を一層向上することで、より多くの子どもたちが本

物の文化芸術に親しみ、豊かな心を育む機会を提供していきたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 先ほども御答弁をいただきました。

私は、この質問を準備する過程で、いろいろと関係者にお話も伺ってまいりました。総合博物館の館長にもお会いしたりして、お話も伺いました。また、父母の方にもお話を伺って、どんなふうに使っているのかというようなお話も伺ったわけではありますが、先ほどもキッズ・アート・フェスティバルM祭というのが出てまいりましたけれども、非常に壮大な祭典で、子どもたちのための祭典だそうです。

私は、実際は見せてもらったことはないわけですが、お母さんたちは、これに非常に喜んで参加しているというふうにお話しなさってみえました。約1万人の方が参加をされるということでもございました。

それから、また、アート教育というのが三重県総合文化センターの情報紙に載っておりまして、実は総合文化センターが力を入れているアート教育ということが詳しく掲載されております。

総合文化センターと子どもたち。いろいろな学習の機会を利用するとかいうこともありましたり、それから、アートで、絵描きの皆さんと子どもたちがいろいろと教えてもらいながらやっているというふうなこともありまして、非常にきめ細かな取組が多様にわたって行われているというふうに認識をさせていただきました。

文化施設と子ども、そして、その大局的な見地ということで、アート教育の世界的権威、マイケル・スペンサーさんからのメッセージもこのニュースの中に載せられております。

「最近、重要な二つの国際会議に参加しました。企業内研修についての国際会議で、どちらの会議からもある共通の懸念が浮かび上がりました。それは、個人の内省的な活動、本質的な省察活動の重要性が過小評価されており、

本質的な省察活動は人が人らしくあるために欠くことのできないはずなのに、それを軽視する傾向があるということでした。

この傾向は、地域社会の芸術活動の場にも影響しています。芸術は人がより深く物事を理解することを助ける、表現するというよりは、芸術は、技巧的で、なくても困らない装飾品として受けとめられており、アーティストは、類いまれな運と名声を手に入れた限られた人として見られがちです。そして、この傾向は時代とともに増しています。

例えば、ファッショナブルな流行やメディアのトレンドなどの誘惑に常にさらされ、わかりやすく単純な刺激を受け続けることで、私たち人間として感受するという能力に欠かせないものとの接触をだんだん失っていることとなります。

文化施設は、草の根のレベルにおいて非常に重要な役割を持っています。それは、人が人らしくあることの重要性を保持し、それを刺激するような体験を提供することです。文化施設は、人々が価値を共有し、より強固なコミュニティをつくり、人とのつながりや社会的な結合をより豊かなものにするための重要な資源です。そして、これらは全て子どものころから始まります」というふうに、このマイケル・スペンサーさんは書いておられました。

私は、キッズ・アート・フェスティバルM祭は、三重県博物館、みえこどももの城、斎宮歴史博物館、三重県立美術館も参画した県下最大級の子どもイベントで、非常にいいと思います。

知事は、夢や希望がかなえられる学力とおっしゃっていますが、私は、人間の能力は学力テストだけでははかれないと思います。私は、三重の子どものたちの全てがこの文化交流ゾーンを活用して、すばらしい本物の美術や芸術、演劇などに出会える機会を増やし、豊かな情操を持った子どもたちに育ってほしいと思っています。

具体的には、今、学校利用としての博物館の見学は、平成27年度実績で185校、1万4796人だそうですが、これを県内の527校の小・中学校に広げて、小・中学校の時代に1回は文化交流ゾーンに来れるように支援していただき

たいと思います。

私自身も、旧博物館に、子どものころ、社会見学に参りまして、そして、いろんな標本が置いてある、それから、昆虫の採取したやつが置いてあるなどについて見せていただきまして、非常によかったなというふうに思っております。

ですから、三重県の子どもたちがこういった文化交流ゾーンを本当に活用できるように、そのためにはやっぱり交通手段をそれぞれが確保していただかなければ、なかなか遠いところの方は来られません。ですから、こういうような形で小・中学校の子どもたちが、少なくとも1回はこういった文化交流ゾーンでいろんな意味で教えていただけることになるように、津市の子どもたちだけではなくて、全ての県内の子どもがここを利用できるようにしていただきたい。このことを強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 11番 藤根正典議員。

〔11番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○11番（藤根正典） おはようございます。熊野市南牟婁郡選出、新政みえの藤根正典です。ちょっと鼻炎になりまして、いつもよりさらにお聞き苦しいかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、本日の一般質問3番手として登壇をさせていただきました。今日も緊張しておりますが、いただいた1時間、しっかり使わせていただいて質問させていただきますので、しばらくのおつき合いをよろしくお願ひいたします。

質問の前に、ちょうど1年前の質問なんですが、DONETを活用した津波予測・伝達システムの東紀州など南部地域7市町への展開、運用開始について質問しました。そのDONETについては、遅くとも平成31年4月には導入というような形で、大変うれしく思っております。対象市町の津波被害シミュレーションの作成とか、気象業務法に基づく津波予報業務の認可、そしてシステムを運用するための職員研修など、2年間の準備期間をとって運

用をしていただくというふうに伺っております。万全を期してシステムが動き出すことを待ち望んでおります。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、昨年に引き続き、防災対策のさらなる推進に向けてとさせていただきます。施策112の防災・減災を進める体制づくりにかかわって、三重県版タイムライン（仮称）の策定について質問をします。

来年度、現在の三重県新地震・津波対策行動計画と三重県新風水害対策行動計画を一本化して、新たに三重県防災・減災対策行動計画を策定することとしています。この新たな行動計画とあわせて、三重県版タイムラインを導入していくということになります。

アメリカでは、ハリケーンによる高潮など災害発生前の事前行動として、ニュージャージー州などでタイムラインが導入され、人命の確保と社会経済的な被害の軽減に効果を上げています。

国土交通省は、平成28年8月にタイムライン策定・活用指針をまとめました。防災関係機関が連携して、災害時に発生する様々な状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ誰が何をするのかを、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画とタイムラインを定義し、地域における災害対応力の向上につながるとしています。

まず一つ目の資料なんですけれども、（パネルを示す）これは、各防災関係機関がともに協力し合いつくり上げたタイムラインにより、事前防災について、それぞれ連携し合うイメージを示しています。中心に事前防災行動計画タイムラインがあって、そして、関係機関や関係各団体がそのタイムスケジュールに沿った形で、横の連携を大切にしながら情報共有を図っていく、そういったイメージを考えていただけたらと思います。

そして、（パネルを示す）これが二つ目の資料なんですけれども、これは紀宝町のタイムラインの構造イメージになります。一般的なイメージとして捉えていただきたいんですけども、左側に行動時間、いつというのがあります。真ん中に行動項目、何をするのかというのがありまして、そして、一番右側

に調整・連携支援組織ということで、誰がするのかというような一覧表に整理をされていきます。

そして、いつというのがずーっと、このイメージ図の中では台風の上陸前120時間、あるいは、そこから上陸後72時間までを規定とありますが、これは、それぞれがそれぞれ必要なところでタイムテーブルをつくって、台風で言えば、上陸時をゼロ時というような形で、それぞれ支援機関はその何時間前には何をするのかというのを整理していることになります。

紀南地域では熊野市も、平成28年3月に、防災対策推進課を中心とした庁内の台風発生時の行動計画として、タイムラインを策定しています。また、御浜町も、策定に向けての検討を進めているということもお聞きをしております。全国的にも基礎自治体では導入が進みつつあるようですが、都道府県では、熊本県以外にまだ導入はないとも聞いております。

そこで、三重県版タイムラインの策定にかかわって4点お伺いしたいと思います。

まず初めに、今回、三重県版タイムライン（仮称）を導入する目的とその効果についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

2点目として、策定するタイムラインの運用主体について、その対象範囲をどのように考えているのか、お聞かせください。

3点目として、タイムラインの策定に当たり、どのような関係機関や団体との共同作業を考えているのか、お聞かせください。

最後に4点目として、県内各市町の防災対策の状況やタイムラインに対する認識にもまだまだ違いがあるのではないかというふうにも思っておりますが、タイムラインの策定後、県内各市町のタイムライン策定についてどのように市町に働きかけようと考えているのか、お聞かせください。お願いします。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） 三重県版タイムライン（仮称）の策定についてのお尋ねでございます。順次お答えをさせていただきます。

まずは、導入の目的及びその効果についてであります。タイムラインの導入目的は、発災前から予測できる風水害である台風に対しまして、議員からもございましたように、いつ誰が何をするのかを時系列に整理いたしまして、事前対策を行うことで被害を最小化することであります。

その効果といたしましては、主に4点あるというふうに考えております。まず1点目は、災害対策本部設置前から、各部局や関係機関が事前対策として防災・減災活動を効果的に行えること、2点目といたしまして、災害対策本部設置後におきましても、各部隊の行動項目をルール化することによりまして、各部隊の連携した災害対応ができること、それから、3点目といたしまして、災害対応が見える化し、タイムラインをチェックリストとして活用することで、抜け、漏れ、落ちを防止することができること、それから、最後に4点目といたしまして、県と関係機関との顔の見える関係が構築され、連携が一層強化できることであります。

次に、タイムラインの運用主体と、そして、策定に当たっての連携についてでございますが、運用主体は、県のほか、気象情報や河川情報を提供していただく津地方気象台、三重河川国道事務所、また、人命救助に当たる陸上自衛隊、海上保安庁等と考えております。

このため、策定に当たりましては、今申し上げました運用主体となる関係機関と既に運用をしております紀宝町とともに、検討を進めておるところでございます。

次に、各市町への水平展開についてでございますが、県全域の災害対応力を向上させるためには、住民に対する情報提供や避難勧告等の発令を担う市町の役割が重要でございまして、市町ごとのタイムラインも必要であると考えております。

現在、県においては、検討段階から市町と意見交換しながら作業を進めているところでありますが、来年度策定の後、三重県市町等防災対策会議などを通じまして策定を働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁、ありがとうございました。

まさに防災・減災効果を高める、被害を最小限に抑えると、そういう意味で私も効果的だというふうにも思っております。

効果として挙げていただきましたけれども、やはり早目早目の取組ができるというところで、設計にあわせて早目早目に動けるということは、突発的な対応にも対応しやすいといった余裕も出てくるのではないかなというふうにも思います。そして、関係機関との顔の見える関係と。やはりこれは連携上一番大事なことではないかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

関係機関、団体のところで、活動主体としては、私のイメージでは、まず最初は県庁の災害対策本部、そして、その本部のもと活動するそれぞれの部隊とか、そういった範囲かなとも思っていたんですけども、今の御答弁では、气象台、河川管理者、海上保安庁、自衛隊といったところも同じタイムライン上で連携していくという認識でよろしいでしょうか。もう一度確認だけさせていただきます。

○防災対策部長（福井敏人） 御指摘のとおりでございます。県の災害対策本部の各部隊については、当然タイムラインで運用をしていきたいと思っておりますし、それから、先ほど申し上げた関係機関とも一緒になって、ここは運用主体として位置づけて取り組んでいきたいと考えております。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） ありがとうございます。

いろんなタイムラインをつくり上げていく取組としては、いろんな形があると思います。今おっしゃっていただいたように、まず、関係機関からともに全てつくり上げていこうという形もあれば、あるいは、まずは、市町もそうですが、まず庁内の防災対策といった中でスケジュールをきちっとつくっていこうと。そして、そこから外へ関係を広げていこうといったようなところで、いろんなやり方はあろうかというふうには思いますが、どちらにいた

しましても、このタイムラインを運用していくためには、先ほど言っていた気象台であったり、河川管理者、海上保安庁、自衛隊、あるいは鉄道や輸送業者といった、本当に様々な関係機関と連携をしていかないとだめだというふうにも思っておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

タイムラインについては、命を守る観点において非常に有効な減災対策だと、先ほども言いましたが、考えております。関係機関の情報共有によって住民の皆さんに正確な情報が提供されるということが、早目早目の避難にもつながっていきますし、そういうことで住民の安全・安心が守られることはもちろんですが、例えば、早目の対応をしていくことで、台風などが最接近するタイムライン上のゼロ時に、行政職員とか、あるいは消防団員とか、そういった災害対応に当たっていただける方たちの安全確保も完了できるというところも大きいのではないかなというふうにも思っております。

そして、あと1点、台風接近時など、子どもたちの安全確保というのも重要な問題だというふうに思っていて、今でも早目早目の対応が求められているというふうに思っています。

紀宝町の役場でお話を伺うと、タイムラインの策定、運用について、小・中学校にもかかわることで、子どもたちの登下校時を含めた安全確保について、レベルに応じた未然防止、早期対応が可能になったことや、責任の役割の明確化、関係機関の動きが見えるといったようなところで連携がとりやすいといったメリットも伺ってまいりましたが、三重県版タイムラインを今後運用していく上で、県立学校や県立・県営施設など県関係機関の事前防災行動についても、同じタイムラインの中で連携して動いていくのがいいと考えているんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○防災対策部長（福井敏人） 県立学校や県営施設などもそのタイムラインの中で動いていくべきかと考えるがどうかということでございます。

台風を原因といたします大雨、暴風等による風水被害等の発生のおそれがある場合につきましては、県立学校については、県災害対策本部の教育対策

隊の対応といたしまして、校長が休校や早期の下校の判断をするなど、生徒等の安全確保を行うこととしております。

しかしながら、地域防災計画におきましては、事前対策を時系列にきめ細かに定めていないことから、台風の到達までのリードタイムを生かした対策に万全を期す必要がございます。このため、県立学校における生徒等の安全確保のために必要な情報や措置等について、タイムラインに反映することを検討したいと考えております。

また、県営施設につきましても、施設利用者に対する避難告知のタイミングでありますとか、避難誘導體制等、事前の避難対策について検討することといたしております。

以上でございます。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁いただきました。所管の部局、教育委員会等ともしっかり議論をしていただいて、活動しやすいタイムラインをつくっていただけたらなというふうに思っております。

県立学校を取り上げれば、生徒の通学範囲も広いことから、今でも公共交通機関という部分でも早期の対応がとられているというのは十分認識していますけれども、より安全確保が進むという観点での検討をお願いしたいと思います。

最後に、知事にお伺いいたします。

最初に申し上げましたように、来年度、タイムラインを策定し、新たな三重県防災・減災対策行動計画も策定していくわけですが、これまでも防災第一ということで進めていただきました。今後の防災対策にかける思い、御所見、お聞かせいただけたらと思います。

○知事（鈴木英敬） 私が知事に就任した1カ月前に東日本大震災がありました。それに備えてしっかりやっというところでやっている中で、藤根議員も大変御苦労いただきましたけれども、紀伊半島大水害があった、尊い人命が失われた、そういうようなつらい経験がありましたので、これまで全

力で取り組んでまいりましたが、まだ道半ばのこともありますし、そして、一方で市町でも進んできていることともありますので、平成29年度は、新たなステージに防災対策を持っていかなければならない重要な年だと思っています。

一つは、議員からも御紹介がありました三重県新地震・津波対策行動計画と三重県新風水害対策行動計画、そのやってきたことを検証して、計画を合体させて、一つの新たな計画をつくるということ。それから、熊本地震とかで課題となりました広域からの受援、これにどう対応するかということでの三重県広域受援計画（仮称）をつくるということ。それから、先ほど議員からもありましたDONETの展開に向けた本格的な取組。それから、市民、県民の皆さんへの情報提供や、災害対策本部においてどういう対策を次とっていけばいいかという、情報共有等の仕組みとしての防災情報プラットフォームの新たなスタート、そういうようなこともあります。

加えて、去年の熊本地震で若干上がったわけでありますけれども、県民の皆さんの防災意識ということにおいては、まだまだ道半ばでありますので、そういう取組もしっかりやっていかなければなりません。

大変厳しい予算のところでありますけれども、平成29年度においては、防災・減災対策のソフト部分については11%増という形でやらせていただいておりますので、ぜひ、県民の皆さん、それから市町、多くの機関の皆さんの御協力をいただいて、さらに全力で防災・減災対策に取り組んでいきたいと思っております。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁いただきました。様々な新たな計画、新たな動きということで、平成29年度、策定していくということです。

具体的なタイムラインも、つくることが目的ではなくて、つくったものをどう生かしていくのかということですので、命の重みを大切にするタイムラインの展開を、しっかりと十分な準備と関係各機関、各市町との協力、連携のもと、進めていただきますようお願いを申し上げます。

次に、2番目として、ポストサミットで変わる東紀州観光振興について、伊勢志摩サミットのレガシーをどうつなげるのか、熊野古道をどう未来に残しどう生かすのかの2項目について質問をさせていただきます。

先日、県や東紀州5市町などでつくる世界遺産・地域産業を活用した観光DMO推進協議会が、台湾から東紀州地域を訪れる観光客を増やそうと、台湾の旅行関係者ら8人を熊野古道伊勢路などをめぐるツアーに招待してPRをしたことが新聞でも報じられておりました。

この世界遺産・地域産業を活用した観光DMO推進協議会は、昨年4月活動を開始しまして、国内外に向けた観光情報発信事業や観光客受け入れ地のレベルアップに関する事業などを展開し、地域独自の観光集客力アップを目指していると。昨年11月には、協議会委員である東紀州地域の5人の首長の皆さんと亀井南部地域活性化局長が台湾を訪問し、PR活動のトップセールスも行っていたと聞いております。

平成27年中に県内に宿泊した外国人観光客では、台湾は中国に続いて2番目の多さ。台湾からの県内宿泊者数は、その3年前の平成24年の3倍近い、延べ5万2740人に増加していると。

今回、台湾旅行関係者の招聘については、増加するインバウンド、外国人観光客を海外でまだ知名度が低いという東紀州に呼び込もうと企画されたとも聞いております。東紀州も、観光振興に向けて、5市町の本気の取組が動き出しているなというふうにも感じさせていただきました。

今回の三重県の当初予算提案に当たって、三重県経営方針（最終案）では、伊勢志摩サミットの効果で三重の活力を高めるの項目に、国内外の交流拡大の取組として、東紀州の活性化を、そして、食の産業振興として、東紀州地域の地域資源を活用した市町の取組に対する支援ということを書き込んでいただいております。

伊勢志摩サミット開催というチャンスを生かして、その成果を国内外から選ばれる三重となるよう取り組む中で、東紀州振興についても、これまで以上にやる気を持って取り組んでいただくという姿勢を感じさせていただいて

いいのだろうというふうに思っております。

そこでお伺いいたします。

世界遺産・地域産業を活用した観光DMO推進協議会会員であり、台湾へも行っていただきました亀井南部地域活性化局長から、サミットのレガシーをどのように東紀州観光の活性化に生かしていこうと考えているのか、ポストサミットの取組としての東紀州観光振興についてお聞かせいただきたいと思っております。

そして、もう1点、経営方針には、政策展開の基本方向に沿った取組として、地域の活力の向上という部分で、東紀州地域においては熊野古道を核とする地域の資源や魅力を生かし、集客交流の取組を進めますとあります。

2014年、平成26年に世界遺産登録10周年を迎え、入り込み客数も42万人を超えました。そして、昨年末には、熊野古道センターは来館者数が111万9143人に達し、今年2月には開館10周年を迎えるイベントも開催されました。

先ほど申し上げたインバウンド、外国人観光客の受け入れについても、当然熊野古道をどう生かしていくのかということが重要だと思っておりますので、世界遺産登録15周年、そしてその先へ、熊野古道をどう未来に残し、どう生かしていこうとしているのかについてもあわせてお聞かせください。

〔亀井敬子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（亀井敬子） 2点御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、伊勢志摩サミットのレガシーをどのように東紀州地域の活性化に生かしていくのかという御質問にお答えしたいと思います。

伊勢志摩サミットの開催による三重県の知名度向上で、国内外からの三重県への観光客が増加をする中、今こそ東紀州地域をさらに売り出すチャンスだというふうに考えております。

首脳会議におきまして、会議の円卓などに尾鷲ヒノキが活用されるとともに、ワーキングランチなどで、東紀州産のミカンやトマトのジュース、海産物、地鶏などが使われ、東紀州地域の食や地域産品に対する認知度が高まっ

てきております。

この機を捉えて、東紀州地域をさらに活性化させていくため、平成29年度は、ポストサミット事業として、インバウンドによる熊野古道の活用促進、市町等との連携による東紀州地域の観光地域づくり、地域製品の販路拡大に取り組むこととしております。

インバウンドにつきましては、これまでにホームページ、パンフレット等の多言語化や多言語動画の配信など、情報発信の体制を整備してきたところでございます。

平成29年度は、外国人ブロッガーによる熊野古道伊勢路の踏破ウォークを行い、その中で、東紀州地域の食や地域産品などについて、SNSなどにより外国人目線で情報発信を行うことで、より一層インバウンドの拡大につなげていきたいというふうに考えております。

観光地域づくりなどにつきましては、平成28年11月に、東紀州地域の5市町の首長等による台湾へのセールスを行いまして、現地の旅行会社やメディア等に対しまして東紀州地域の観光資源や地域産品などを強くアピールしてまいりました。

これをきっかけといたしまして、先ほど議員から御紹介もございましたとおり、この2月中旬に招聘ツアーを実施いたしまして、台湾から8社の旅行会社やメディアが来訪していただき、参加者からは、体験メニューが豊富なので教育旅行の造成も考えたいでありますとか、魅力的なおいしい食べ物がたくさんあるといったような、観光誘客に向けて手応えのある評価をいただいたところでございます。

平成29年度は、こうした取組をさらに一歩進め、市町等との連携のもと、民間事業者を含めた台湾へのセールスを実施するなど、東紀州地域の観光地域づくり、地域製品の販路拡大に取り組んでまいります。

また、東紀州地域における観光DMOの設立に向けた取組につきましては、これまでDMOセミナーの開催や先進地視察などを行っておりまして、関係者の間でDMOの組織や運営等について情報共有を行うなど、検討を進めて

おるところでございます。

今後は、これら5市町が連携した観光DMOの設立を視野に入れながら、市町等と連携をして、インバウンドをはじめ多くの観光客を呼び込むとともに、食や地域産品の情報発信により、東紀州地域の観光と食の産業振興に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の熊野古道をどのように未来に残し、どのように生かしていくのかという御質問にお答えしたいと思います。

熊野古道の保全と活用につきましては、平成27年3月に、保存会や語り部の会などの関係者と協働して改定をいたしました活動指針、熊野古道アクションプログラム3を踏まえまして、こうした関係者が連携、協働をして取り組んでおります。

県は、この活動指針に基づきまして、伊勢路を結ぶ取組として、スマートフォン用サイトの伊勢路ナビでのルートや観光スポットなどの情報提供、さらに、スタンプラリーの開催など、来訪者への伊勢路の情報提供の強化、さらには踏破の推進などに取り組んでいるところでございます。

一方で、世界遺産登録から10年以上が経過をいたしまして、保存会や語り部の方々の担い手の不足、道標の老朽化といった課題も出てきております。このため、熊野古道サポーターズクラブを創設いたしまして、個人会員による清掃ウォークや法人会員による活動など、保存会や市町が行う保全活動等への支援に取り組んでおります。

こうした活動は、たくさん人が参加をしてくれてありがたいでありますとか、地域外からも来てくれてうれしいなど、保存会の皆さんなど関係者から評価をいただいているところでございます。

また、東紀州地域振興公社によります語り部養成講座の開催、同公社や市町が連携した道標の更新、県内の小・中学生を対象とした教育旅行などの来訪促進にも取り組んでおります。

世界遺産登録15周年、そして、未来へ向けた環境づくりといたしましては、活動指針を踏まえつつ、熊野古道協働会議や様々な会議等の場でしっかりと

議論を深めまして、来訪者が安心して歩くことができ、熊野古道の価値を次世代に伝え、熊野古道を守り伝える取組などを、市町や関係者と連携して、さらに進展させていきたいと考えております。

また、世界遺産登録15周年や20周年といった節目の年は、国内外から注目を集める絶好の機会であるというふうに考えておりまして、熊野古道センターにおける記念事業の開催でありますとか、紀南中核的交流施設による特別な宿泊プランの提供など、集客交流拠点施設を効果的に活用するとともに、地域と一体となって、より一層の交流人口の拡大やにぎわいの創出を目指していきたいというふうに考えております。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁をいただきました。

台湾からおいでいただいた方たちも、熊野の地域の漁村の町並みであるとか、あるいは峠ウオーク、あるいは赤城城址であったり、そして鬼ヶ城、花の窟、そういった観光地をめぐるとともに、やはり、今、局長から言っていたかもしれませんが、ミカン狩りであったりとか、あるいは、三反帆の体験であるとか、ほかでは体験できないような、そういったものがツアーの中に入ってくるというのが大事なのではないかなというふうにも感じさせてもいただきました。

そして、もう1点、ホームページやSNSでの発信といったようなところで、ユーチューブでの動画配信も始めていただいたというようなこともお聞きもしておりますので、やはりしっかりと視覚に訴えていただいて、興味を持っていただくということが大事なのかなというふうにも思います。

また、熊野古道の受け入れ体制の充実であったり、伊勢路の環境づくりといったようなところで、やはり10周年を過ぎたということで、道標であったりとか、あるいは峠と峠を結ぶ道の案内であったりとか、いろいろな部分でこれからもっとインバウンドを呼び込むための工夫というものが考えられると思いますので、語り部の皆さん、一生懸命頑張ってくださいいておりますので、その努力に報いるような形での取組を引き続きお願いできたらなという

ふうに思っております。

次、もう一つ質問も用意していたんですけども、時間の関係もありますので要望ということなのですが、台湾からのお話をいろいろ中心にお聞かせいただきました。

アジア系の方には当然来ていただきたいというふうにも思いますが、お隣の和歌山では、田辺市本宮町などではどちらかというと欧米系の方への情報発信を中心に行っていて、昨年、13万人余りの観光客のうち、外国の方が1万7000人を超えると。全体の13%にも達しているというような状況も聞かせていただいておりますし、それから、その内訳が、欧米の方で約1万人というような形、そしてアジアの方が約4000人といったようなところで、欧米へのアプローチも和歌山との連携の中でぜひ進めていただけたらなというふうにも思っておりますので、よろしく願いいたします。

中国、台湾からの旅行者の動向が、これまでのいわゆる爆買いという、モノの消費といったようなところから、自然風景の観光であったり、温泉に入る、もみじ狩りをする、花見をする、ラーメンなど日本の食文化に触れるといったような、明確なコンセプトを持ったコトの消費というような形に変化してきているのは明確だというふうに思っております。欧米もアジアもそうなんですけれども、行ったことのない観光地へのニーズというものの高まりは必ずあると思いますので、ポストサミットで変わることができるのか、変えることができるのか、新たなチャンスですので、ぜひ一層の取組をお願いしたいというふうに思います。

次へ行かせていただきます。

3番目の質問として、中山間地域振興の今後について2点質問をさせていただきます。

中山間地域のコミュニティの維持と農業振興ということなのですが、これについては、前回の定例会議でも、その前の定例会議でも、様々な方から質問が出されております。

中山間地域というのが国土の7割を占め、耕地面積の約4割を占めている

と言われながら、なかなか高齢化と人口減少がとまっていない状況の中で、厳しい状況にあるからまさに質問が出てくるんじゃないかなというふうにも思っております。

県南部地域をはじめ中山間地域は、全国的にも過疎化、高齢化が進んで、国も県も、様々なハード・ソフト両面から、その活性化について取り組んでいただいております。

2年前にも農地中間管理事業に絡んで質問もさせていただいたんですけれども、その中で、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画において、中山間地域・農山漁村の振興については、コミュニティーの維持、生活サービスの確保により地域の活力の向上を進めるとして、地域連携部を主担当部局とし、農林水産部とともに施策を進めていただいております。

そこで今回は、これからの集落の維持、農業生産の維持という観点で質問をさせていただきたいと思います。

中山間地域はこれまで、村落共同体とも言うべき、人と人のつながりを大切に地域コミュニティーが維持され、活動してきました。しかし、先ほども言いました人口減少や高齢化が急速に進んだ結果、大切にされてきた共同体の維持が難しくなっています。

地域に伺うと、自治会やお寺や神社など、コミュニティーを支えてきた活動を支える人員が不足している、住民にとって大きな負担となりつつあるなど、地域コミュニティーの将来に対する不安が大きくなりつつあることを感じます。

そのような中、今はまだ集落に力があるうちに、中心でリーダーとして引っ張ってくれる人がいるうちに、中山間地域という条件不利地の自治的機能の維持や第一次産業の活性化を図る必要があると思っています。

平成29年度三重県経営方針（最終案）においては、中山間地域において、住民が主体となったコミュニティー機能の維持や生活サービスの確保に向けた人材育成ということで、まず地域連携部長にお伺いしたいと思います。中山間地域振興について、地域連携部としてどういった課題意識を持って、来

年度どういった施策に取り組もうとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、もう1点、第1次産業に支えられてきた中山間地域を元気にしていくために、厳しい条件の農林水産業をどう維持し、元気にしていくのかというのも重要だというふうに思っております。農業を起点とした新たな雇用の創出、農業、農村や藻場、干潟が有する多面的機能の維持、発揮などに取り組むとする農林水産部にもお伺いしたいと思っております。

資料なんですけど、（パネルを示す）この資料は各地域別の集落営農基礎調査になっております。平成28年12月末現在で、県内の集落営農組織数は302組織、法人化集落数は69集落となっています。中北勢、伊賀ではかなり進んでいますけど、伊勢志摩や紀州では多いとは言えない。進む、進まないの違いは、圃場の状況や集落の条件、あるいは、農家の方たちの考え方にもよるものだろうとも思います。中山間地域においても、集落営農化によって地域農業を維持する方向が見出せないものかとも思っております。

そこで、農林水産部として、どういった課題意識を持って取り組んでいこうとしているのか、集落営農や農業法人化といった可能なところから早急に進める必要もあるのではないかと考えておりますが、お考えを順次お聞かせください。

〔服部 浩地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（服部 浩） まず、私のほうからは、中山間地域のコミュニティの維持の関係で御答弁申し上げます。

県内の中山間地域は、良好な自然景観を有し、豊かな自然環境にも恵まれ、伝承されてきました生活文化など多くの魅力を有しておりますけれども、都市部と比べて人口減少、それから高齢化が深刻な状況にありますので、地域コミュニティ機能の低下が顕在化してきております。

中山間地域の厳しい状況を踏まえまして、県では、豊かな自然を生かした交流の促進、それから、農地の保全等に向けた共同活動などを通して、中山間地域のコミュニティが維持され、地域の活力が向上するような取組を進

めているところでございます。

本年度は、持続可能なコミュニティづくりにおける課題を住民の皆さんから直接聞かせていただくために、県内四つの中山間地域で住民参加型のワークショップを開催させていただきました。

このワークショップの参加者からは、少子化、高齢化や若者の減少が進む中で、地域のリーダー的な役割を担う住民が不足し、伝統行事、清掃作業などのコミュニティ活動が維持できなくなることや、人と人とのつながりが希薄化することで、地域の魅力である住民間の信頼関係、結びつきが維持できなくなることを危惧する意見が多く聞かれております。こういった担い手の不足と、人と人とのつながりの希薄化が、中山間地域では大きな課題となっていることが明らかになったと考えております。

このため、来年度から、中山間地域で、今後のコミュニティ活動を担う人材の育成と住民の間でのつながりづくりを促進いたしますみえのみらいづくり塾開催事業を新たに実施したいと考えております。

この事業では、住民が主体となった地域づくりに意欲のある若い世代に、連続講座で活動に役立つ知識を学んでいただくとともに、それぞれの地域で、住民とともに地域の将来を考えていただくワークショップを自ら運営していただく実践的なカリキュラムも設定しようというふうに考えております。

こうした取組などによりまして、住民等が主体となりました持続可能なコミュニティづくりが活性化をいたしますよう、市町と連携しながら、これからの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 私のほうからは、中山間地域における農業振興をどのように図っていくかということについて御答弁を申し上げます。

中山間地域の農業振興を図るためには、やはり地域条件の不利性などを踏まえる中で、生産環境の整備、資源の活用による地域の活性化、そして雇用の創出などを図っていくことが必要と考えています。

まず、生産環境の整備に向けて、農業生産の維持、効率化のための農業基盤整備事業、また、平坦な地域との営農条件の格差を補填する中山間地域等直接支払制度など、様々な事業や制度の推進を図っているところであります。

また、地域資源の有効活用により、地域全体で価値を生み出し高めていく活動であります地域活性化プランによって、例えば、紀州地域では、熊野市五郷地区におけるカブラナとかコンニャクなどの地域資源を活用した農産加工品の製造、販売、あるいは、花咲パン工房の取組ですが、女性の起業による地元産の米粉を活用したパン製造、販売、そして、熊野市のお綱茶屋の直売所を核とした古代米等の加工品販売など、地域の特性に応じた活性化の取組を支援しているところであります。

また、雇用創出に向けた取組として、例えば、かんきつの周年安定供給体制の確立とあわせて、ブルーベリーなどの多様な品目の導入による直売所の運営改善、また、高級ミカンジュースや青切りセミノールを使ったドリンク等の新商品の開発、農福連携による取組、こういったことによって、農業法人を核として雇用機会の創出につながるような取組への支援を、市町、関係団体と連携して展開をしているところであります。

また、議員からも御紹介がありました、中山間地域において営農を安定的かつ継続的にするためには、集落営農の組織化というのは大事だと思っています。そのためにはまず数を増やすこと、また、その営農組織がいろんな多角経営をやっていくということで質を高めること、この両輪で進める必要があると思っています。

グラフにもありましたように紀州地域における集落営農組織については、水田面積が他の地域に比べて少ないということから組織数は4組織と多くはありませんが、中には、紀宝町の農事組合法人飛雪の滝百姓塾のように、結びの神を地域ブランド米として販売し、新たにカブやブロッコリー、ニンニク、さらにはなれずしなどの販売まで手がけるというような取組も出てきております。

また、こういった集落営農組織化までは至ってはおりませんが、御

浜町で担い手グループでの飼料米生産であったり、あるいは、紀宝町におけるレンゲ米の生産など、そういったことにつながるような取組も生まれています。これらの取組を、市町やJ A、関係団体と連携して、しっかり集落営農組織へと発展させるべく、モデルとして育てていきたいというふうに考えています。

また、最後に、法人化のことについてでございます。こういった集落営農が安定的に継続していくためには、やはり法人化というのが大事だというふうに考えていまして、紀州地域では、かんきつ農家を中心に八つほど法人化ができていまして、県内でも結構レベルの高いところまで行っているというふうに考えています。

また、こういったことをできればほかの集落営農組織まで広げていくことが大事だというふうに考えていまして、県では、平成28年8月、法人化を支援するために、農業団体や金融機関等を構成員とした三重県農業法人化支援協議会を設立して、専門家派遣などをしながら、営農組織の法人化に進めていきたいというふうに考えています。

今後とも、地域の農業を次世代に円滑に継承していくよう様々な取組を創出し、着実に広げることによって、持続的な地域の営農体制の構築、地域の活性化を図りながら、中山間地域の振興に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁いただきました。住民が主体となった活動がさらに活性化していくように、ワークショップを含めた、そういうやり方も含めた研修をして、各地域での取組につなげていきたいというお話を地域連携部長からお伺いをしました。

一つ、一つというか、若い世代などという言葉で言われるわけなんですけれども、移住であったり、Uターンであったり、若い人が帰ってきて農業なり地域で活動しているというところは増えてきているというふうには思っ

おります。そういった方たちに、ぜひ地域の今まで住んでいた皆さんと協力しながらやっていく、それにうまく絡めていけたらなというふうな思いは感じさせてもいただきましたが、若い世代というと、中山間地域で言うと、失礼なんですけれども、50代であつたり60代であつたりといった方が実際に集落の主力で頑張っていたいただいているというのが現状ではないかなというふうに思いますので、そういった方たちがうまく取り組めるような中身というものも十分検討していただけないかなというふうに思います。

実際に、住民の皆さんによるコミュニティーの課題解決につながらないと意味がないというふうに思っておりますので、自治組織のやる気につながる形に仕上げていただきたいということで、御検討をお願いしたいと思います。

それから、農林水産部長からも様々お伺いをいたしました。集落営農は、中山間地域においても非常に有効な手段といたしますか、農業を維持していく上で大事じゃないかというお話を中心に伺ったように思います。

なかなか条件不利地というのは難しいところも本当にあるかなというふうに思いますけれども、やはり県と市町がしっかり地区の中まで、細かなところまで入っていただいて、その運営にぜひ携わっていただきながら動き出しを始めていけたらなというふうにも思いますので、お願いしたいというふうに思います。

集落営農化によって、今も普及センター職員の皆さん、頑張っていたいただいておりますけれども、これからもしっかりサポートしていただいて、集落内の農地が維持されて、水稻栽培ではなくて、今も少し話を出していただきましたけれども、野菜づくりなんか、高齢者の方が現金収入につながるような、そういった活動もやりやすくなっていかないかなというふうに思っております。

平地で圃場整備が進んだ土地の農業だけが生き残っていくのではなくて、規模が小さくても、周辺部の日本の原風景的な中山間地域の農業が、地域が何とかコミュニティーとともに維持されていくために、これからもぜひお取組をお願いしたいというふうに思います。

最後の質問に行かせていただきます。

地域を元気にするもうかるかんきつ振興について、ブランド化と販路拡大をどう進めるのか、担い手確保、担い手支援をどう進めるのかという2点で質問をさせていただきます。

三重県内の果樹の作付面積は約3000ヘクタール、果樹産出額は約72億円で、本県の耕地面積の約4.8%、農業生産額の約6.4%を占めています。品目別で言っても、かんきつ類が果樹全体の面積の57.6%を占めており、柿が15.8%、梅9.8%、日本梨が5.8%、ブドウが4.1%となっています。特にかんきつ類の温州ミカンの栽培面積は、果樹全体の半数近くに当たる44.8%を占めています。

(パネルを示す) これ、御浜町のホームページにも掲載されていますが、みかんカレンダーということで、本当にもう、長年の取組があって、年中ミカンのとれるまちということを言われておりますけれども、8月のハウスミカンからずーっと、極わせ、わせ、中晩柑、そしてサマーフレッシュまで、様々なかんきつの栽培に取り組んでいただいております。

皆さんには南紀ミカンを、9月の極わせから始まり、この時期の中晩柑まで、たくさん召し上がっていただいていることだというふうに思っております。昨年、春と9月の雨がありました関係で、主力の温州ミカンの生産がどうなのかというところで心配もいたしましたけれども、秋の天候にも恵まれて糖度の乗りもよく、いいミカンができて販売も好調だったと聞いております。

しかし、農業は自然相手のなりわいですので、しかも、ミカンは果実が多くなる表年と少ない裏年があり、いいミカンをできるだけ多くつくろうと工夫、苦勞をされております。

三重県、調べてみますと、全国で面積では10番目、収穫量でも11番目ということで、西日本、東海の厳しい産地間競争の中で、生産者の努力と工夫によって産地としての競争力を維持しているということも言えるのかなと思っております。

(パネルを示す) これは、マルチ栽培という栽培方法の園地になります。この園地では、水やりも施設整備をしておりますので、水を適度に、垂らして与えてやるものですから、マルチドリップという方法で栽培をしています。紀南果樹研究室で伺うと、紀南地域の地質はマルチ栽培に適しているというようなことで、今も、これも栽培面積の拡大に取り組んでいただいております。

(パネルを示す) これは、紀南果樹研究室でいただいた資料なんですけれども、三重県ではオリジナルのかんきつについても取り組んでいただいております。左下のみえ紀南1号、そして左上のみえ紀南3号、みえ紀南2号、右下のみえ紀南4号といったような形のミカンです。

1号、3号は極わせ品種、1号は知事命名の、糖度がすごく乗ってくれば、みえの一番星といったような形でブランドとして売られております。2号、4号については、4号はみえのスマイルということで売られておりますけれども、5号まで、2号、4号、5号は今の季節の中晩柑といったことになっております。

現状ですが、やはりミカンも、栽培面積でいくと5年間で8.9%、販売量で17.1%といった減少が見られます。品種交換による一時期の面積減少とか、先ほど言いました表、裏、台風等の災害などの影響もあって一概には言えませんが、園地を回ると耕作放棄地が増加し、農家の高齢化も販売量に影響していることは間違いないのではないかと考えております。

1点目として、これまでの取組の中で、生産振興対策としてブランドづくりを進めていただいておりますが、今後の南紀ミカンのブランド力の強化についての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

2点目として、農家の皆さんとお話をする、つくったミカンをできるだけ広く売りさばきたいという思いから、販路拡大についての要望をよく伺います。JA三重南紀の3市町も、かんきつ販売事業者も、様々な販路の可能性を探っております。今後の南紀ミカンの販路拡大に向けての支援についてのお考えをお聞かせください。

それから、3点目は、担い手確保についてであります。平成20年から、関係者で三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会を立ち上げて、新規就農者の受け入れについて取り組んでいるということでございます。しっかりとした元気な農家の数を減らさないようにしなければなりませんので、地元関係者の皆さんとともに取り組む今後の担い手の確保対策についてお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 紀南地域のもうかるかんきつ振興について、ブランド化であったり、販路拡大、そして担い手の確保について御質問いただきましたので、順次お答えをします。

議員からも御紹介がありました紀南地域においてのかんきつ、約900ヘクタール、面積がありまして、県内でも7割を占めるということで、紀南地域での重要な産業の産地となっています。こういう中、特に県では、極わせミカンの全国トップクラスの産地であるという優位性や独自性を生かしながら、これまで新しい品種の開発、さらなる品質の向上、そして販路開拓に取り組んできました。

特に極わせミカンについては、御紹介もありましたが、みえ紀南1号の開発、そして普及、中でも、とりわけトップブランドに当たるみえの一番星の栽培技術の確立や、全国的に知名度を向上するため、大阪、東京でのトップセールスの実施、そして、水分制御を行って、これもスライドで御紹介がありました。糖度の高い高品質なミカンを生産するマルチドリップ栽培技術の確立と普及への支援を行ってまいりました。

また、中晩柑について、三重ブランドであるカラ以外に、それに続くみえ紀南2号、みえ紀南4号、みえ紀南5号等の開発を行っており、中晩柑も含め、わせから始まって年中ミカンのとれる地域として確立するように、農協、市町とともに一緒になって発信をしているところであります。

また、海外に向けては、特に、農協等によって、タイ王国をはじめアジア諸国への輸出について支援をさせていただいているところであります。

こうした様々な取組によって、極わせミカンについては、特に県内、中京圏において、小売の店頭にいち早く並ぶおいしいミカンとしてそのブランドが浸透してきました。最近では、中晩柑が大手飲料メーカーの商品に採用されるなど、新しい動きも出てきておるところであります。

一方、首都圏においては今まで余り出荷されてこなかったわけですが、トップセールス等の結果として、全国有数のフルーツショップのバイヤーに注目されるような動きも出てまいりました。

また、昨年の伊勢志摩サミットでは、特にミカンジュースがコーヒブレイクで飲用に使われたということ、あるいは、タイ王国では日本を代表するかんきつブランドになるということで、非常に注目を集めております。

最後、担い手の確保対策ですが、三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会において、現在361名の就農相談を受け、59名の農業体験の受け入れ、そのうち11名がかんきつ農家に就農するというような実績が上がりました。

さらに、平成27年度、農協の出資によりまして株式会社オレンジアグリを設立しました。ここでは、いわゆるのれん分けをして、新しい人たちに農業をしてもらうということですが、その園地整備ですとか農道整備、農道といえますか、園地内における道の整備に力を少し支援させていただいているところでもあります。

また、農業大学校において、平成30年度には新しくみえ農業版MBA養成塾、仮称ですが、そういったものを設立することになっておりまして、その中でも、かんきつのインターンシッププログラムの開発などを取り組んでいきたいというふうに考えています。

いずれにしても、紀南におけるかんきつのブランド力の強化、そして、担い手の確保、育成を、JA、関係市町と連携をしながら、もうかるかんきつ産業についてしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁いただきました。

販路の拡大については、生産量の確保があつて初めて戦略として展開もできるわけで、農家にとつてもうかることが、新規就農者も含めて、生産への意欲と生産量の確保、そして高付加価値のかんきつの増産につながると思います。ぜひ、国内外への販路拡大の取組への支援を引き続きお願いしたいというふうに思います。

時間が参りましたので、これで一般質問を終結とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。30番 服部富男議員。

〔30番 服部富男議員登壇・拍手〕

○30番（服部富男） どうも、皆さん、こんにちは。昼一番ということで眠くならないように、少しは休んでいただいて結構でございますので、通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思つています。自民党会派の三重郡選出、服部富男でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

三重県動物愛護推進センターの取組についてという質問を一番最初に持ってこさせてもらいました。私も今までにこの議場の中で、動物愛護のことも

しっかりと皆さんにお願いをし、そして、また、同志とともに、皆さんに質問をさせていただいた経緯でございます。やっとなんて失礼なことなんですけど、新しい建物ができ、平成29年、来年度になるんですけど、5月にオープンをするということでございますので、私たちの気持ちも、本当に今まで訴えてきたことが形となっていくんだなど。

だけど、やはりどのように運営をされていくのか。常任委員会の中でも殺処分ゼロという言葉が、文言が、伊藤健康福祉部長から言われました。ちょうど3年か4年ほど前だったと思いますが、私もそのときに、今まで殺処分ゼロが言えなかった、言ってもらえなかった、本当に残念な気持ちでいます。もちろん、殺処分ゼロを目指すわけでありまして、これはゼロでなければいけない、いろんな状態があるわけでございますので、そういったところの難しさも含めて、今回、一番最初の質問に入らせていただきました。

(パネルを示す) 今、こうして、あすまいるという、この名前に愛称が決定をいたしました。実際に私は、あすまいるを見させていただいて、明日は笑顔でいきたいね、明日はスマイルなんだなというふうに思っていたんですが、これは違いまして、アニマル・プラス・スマイルの造語であると。動物、そして、また、人全てが笑顔になるようにという思いが入っているんだ。もちろん、この愛称を皆さんにお願いし、そして、また、多くの投稿をしていただいて、その中であすまいるという名前が決定いたしました。

今後、このあすまいるが、平成29年5月からオープンするんですけど、どのような運営の形をとってやられるのか、伊藤健康福祉部長にお尋ねをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長(伊藤 隆) 三重県動物愛護推進センターの取組について御質問をいただきました。

県では、人と動物が安全、快適に共生できる社会を目指し、特に殺処分ゼロに向けてでございますけれども、動物愛護教室等の普及啓発活動、それから、終生飼養の指導による引き取り数を減らす取組、それから、譲渡事業

の充実等を行ってきたところでございますけれども、これらの取組をさらに推進するため、犬や猫の譲渡、それから災害時対応などの危機管理、これらのための診療、それから効果的な普及啓発、この四つの機能を有した三重県動物愛護推進センターを県の動物愛護管理の拠点として、県において整備するというところになったところでございます。

建物のほうは、5月の開所を目指しまして建築工事を進めているところでございますけれども、推進センターの体制といたしましては、本庁及び保健所の関係業務を集約した健康福祉部の地域機関として、獣医師である所長を含め4名の職員を配置し、危機管理対応なども含め、動物愛護管理事業を効率的、効果的に実施していきたいというふうに思っております。

新しい推進センターでは三つの取組、殺処分ゼロに向けた取組、それから、災害時などの危機管理対応の取組、それから、様々な主体との協創の取組と、これを強化していくこととしておりますが、殺処分ゼロに向けた取組につきましては、特に新しい施設の飼育室では、子犬や子猫も含めれば最大で、犬で32頭、猫で49匹が収容できるようになり、長期飼養が一定可能となるということでございますので、その飼育室を活用いたしまして、従来ですと、危害防止の観点から譲渡が困難だった個体、あるいは負傷動物についても、ドッグランとか研修室とか診療室などにおきまして、しつけや治療、こういったものも行った上で譲渡するということと、それから、それらの施設を活用いたしまして、しつけ方教室の開催や飼い方相談等、譲渡後のアフターフォロー、これも実施いたしまして、関係団体や動物愛護ボランティアの協力も得ながら、特に譲渡の拡大、適正譲渡の推進を図ってまいります。

また、普及啓発活動につきましても、新しい推進センターにおきましては、実際に飼育されている犬や猫にも接しながら、命の大切さや動物に関する正しい知識等を学ぶ動物愛護教室等も開催いたしまして、動物を愛護する心の育成や、動物の終生飼養、適正飼育の啓発を行うことで、犬や猫の引き取り数、ひいては殺処分数の一層の減少につなげていきたいというふうに思っております。

さらに、これらの取組を広く県民の参画による協創の取組として進めていくと。そういうために、県の動物愛護管理事業に御協力いただく動物愛護ボランティア、これを養成することといたしまして、具体的には、推進センターで飼養することになる、今ですと10匹程度ですけれども、八十何匹というふうになる、それらの犬のしつけ等のお世話とか、それから場合によっては家庭での一時預かりとか、イベントの協力等ですけれども、そういったことをお願いすることになります。昨年8月に講習会を開催いたしまして、その受講者の中から50名の方を、当面、活動期間を平成29年4月からの1年間とする第1期三重県動物愛護ボランティアとして登録させていただきました。

また、推進センターが広く県民の皆さんに親しまれる施設となるよう、施設及びキャラクターの愛称も公募させていただいたところでございます。これにつきましては、9月定例会議で議員のほうから紹介もいただきまして、おかげで施設の愛称には167件、犬のキャラクターで217件、猫のキャラクターで229件、合計613件の御応募をいただき、施設の愛称は、今御紹介いただきましたあすまいる、犬のキャラクターがき〜ぼうで、猫のキャラクターがつむぎちゃんということで決定をいたしました。

このように、新設します施設、設備に加えまして、動物愛護ボランティアとの協創の取組、それから、キャラクター等も活用いたしました効果的な普及啓発、それから、新たに設置する組織による効率的、効果的な業務の実施など、推進センターの開所後は、この推進センターを拠点といたしまして、殺処分数ゼロを早期に達成したいと、そういうふうに思っています。

以上でございます。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） どうもありがとうございました。

部長も熱く語っていただいて、これからもしっかりと対応ができるボランティアの皆さんとともに、殺処分数ゼロを目指す明るい、そして、また、あすまいる、明日は笑顔でいきたいねというのが私の思いでございますので、その点だけよろしくお願いを申し上げたいと思います。

特に鈴鹿市選出の小林議員もともに、私も一緒に皆さんと考えを同じにしてきましたので、今、思いが非常にあります。本当によかったなど。ボランティアの方、今、殺処分ゼロや猫の取組に対してもたくさんやっておられます。今こそ、このネットワークを利用して、しっかりと対応できるときじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

もう一度、ちょっとパネルをお願いしたいんですが、（パネルを示す）この中で、このき～ぼう、これは紀州犬をモチーフにしたき～ぼうでございます。希望を持とうと。つむぎちゃんというのは、また三毛猫の女の子でありまして、背中にちょうど三重県の形をした黒いマークがございます。希望を持ってつないでいこうという思いが込められておりますので、楽しみな施設になるといいなど、我々も応援していきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次の質問でございますが、木造建築物の耐震診断、それと、避難所における非構造部材耐震化という問題で質問をさせていただくわけでもございます。

これは、2月22日に我々自民党の代表質問として、中森議員がこの質問をされました。同じような内容になってくるんですが、あくまでも木造建築物の耐震診断、公共の建物を中森議員はいろいろと代表質問の中で質問をされましたので、私の場合は、個人的な形になろうかというふうに思います。特に2月22日はにんにんにんということで、伊賀の対応をお話しもいただいております。

昨年、ちょうど熊本地震が起きました。4月14日、震度7が起きたわけでございます。そして、その2日後の4月16日、これもまた震度7のかなり大きな地震が起きました。実際に、震度7の直下型の地震になりますと、基礎からめくれあがっていく、これは耐震診断をしても、補強をしても、倒れてしまうというのが、現状でございます。

特に旧耐震と言われる昭和55年以前の建物、その設計をした建物、実際にその建物は震度5以上には持ちこたえることができない状況であります。昔

からの建物の設計にもいろいろとよるんだらうと思いますが、昭和56年以降の建物は震度5を一応基本にしている。それと、新耐震という、いろんな阪神・淡路大震災や、そして、また、東日本大震災、日本にも大きな地震が起きました。起きるたびに耐震基準が変わっていくというのが現状であります。昭和56年から平成12年までのこの期間、これが新耐震の診断の形でございます。

私も設計をやっておりますので、そのときに、やはり耐震計算というのは、新耐震の診断で設計をしておりました。実際に今回の熊本の地震において、あらゆる県の建築士事務所協会が実際に調査に入っておられます。そのときに診断をされた、実際に一つの地震が起きた建物の写真を見せて、そして旧耐震、そして新耐震、そして、2000年以降の新々耐震の建物が並んだ絵がございました。

そういったところも含めて、実際に耐震の診断をするときに三重県建築物耐震改修促進計画、こういったところが平成28年7月に一部改定をされました。実際にこれを読ませていただいて、難しい問題だなと。今まで私も、耐震の診断に関しては非常に予算もかかる難しい状況だということもよくわかります。ですが、やはり今後進めていくに当たって、今、ずっと読ませていただきました。耐震を、昭和55年以前の建物に対して積極的に取り組んでいくということが、また文言に記されております。これも当然のことだというふうに思うんですが。

ですが、やはりこれからは、昭和56年から平成12年、この間の新耐震で設計をした建物についても、今回の熊本地震の状況を見ると、屋根の瓦が落ちたり、いろいろしております。もちろん震度7が2回も続けば、やはり新々耐震の建物でも倒れるときがございました。それと、壁にクラックが入るときもあります。これは、いろんな下の地盤の状況にもよるわけでございますけれども。

三重県建築物耐震改修促進計画の中で、今後、昭和56年から平成12年までの建物に対しての診断、実際に耐震診断をされるのか、そういった意気込み

が感じられない部分がございますので、今後どのように考えておられるのか、昭和56年から平成12年までの新耐震と呼ばれる建物に対する対応、ちょっと聞かせていただきたいなど。県土整備部長が答えをいただくんだらうと思いますが、よろしく願い申し上げます。

〔水谷優兆 県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** 木造住宅の耐震化の取組についてお答えをさせていただきます。

国土交通省が設置した熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会が木造住宅の被害の状況を報告しております。

報告によると、被害の大きかった益城町の中心部において、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅のうち28.2%が倒壊、崩壊し、昭和56年から平成12年に建築された木造住宅では8.7%が倒壊、崩壊したということになっております。これにより、改めて旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化の重要性を確認したところでございます。

県では、熊本地震発生後、木造住宅の耐震化支援のあり方について、事業実施主体である市町に対し意向の確認を行いました。その結果、昭和56年から平成12年の間に建築された木造住宅へも補助対象を拡大することが必要との意向であったのは4市町でございました。このことから、市町が行う旧耐震基準木造住宅の耐震化取組を、引き続き重点的に支援をしていきたいと考えております。

なお、この委員会は、昭和56年から平成12年の間に建築された木造住宅の被災の主な要因は、柱、はり、筋交い等の接合方法が不十分であったとの報告もしております。このことから、県では、接合部の確認の必要性や、その確認の方法とあわせて、診断の必要性についても周知をしていきたいと考えております。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○**30番（服部富男）** どうもありがとうございました。

昭和56年から平成12年までの建物、8.7%の倒壊、そして、また、影響が

あったということでもありますし、特に、次の避難所における非構造部材の耐震化も一緒なんですけれども、やはりどうしても補助金を考えていくのに、知事もおっしゃってみえます非常に厳しい予算であります。どんどんどんどん補助対象を広げていくのは、それは確かに耐震をしなきゃいけない、そして、また、補強しなきゃいけない、いつ地震が起きるかわからないと、こういった状況があるわけでありまして、ですが、やはりふんだんに予算を使えるわけではありません。国の予算、そして、また、市町の予算、そして県の予算というふうな形で用意をしなきゃいけないのは非常にわかるんですが、実際に8.7%が倒壊をしたり、少なからず影響があるという状況でありますので、その点、今後も、部長、昭和56年から平成12年までの取組もしっかりとした対応、今後の取組としていただきたいなど、お願いをするところでもございます。

その点、2項目めの避難所における非構造部材耐震化というものと一緒に考えますと、今、例えば避難をするときに避難所に行く、これは、あくまでも公共的な建物ではない、実際に公民館であったり、区の公会所であったり、そういったところへ避難をしてくださいというふうな形でお願いするのは地域です。

そして、地震が万が一起きたとき、そこまで行くのに、以前もお話もしました、道路に建物が倒壊して通れない、やはりこういった状況を考えていくと、避難所まで行けない状況があるわけですね。ですから、国が考えている6メートルの道路というものをみなすのであれば、その6メートルの周辺が実際に避難所へ行くまでに倒壊をする、こういうおそれのある建物に関しては、個人の住宅にしろ何にしろ、しっかりとした耐震診断をしていただいて、これは当然、個人のお金も使わなきゃいけない部分もありますが、国、県、市町がしっかりとした予算計上をしていただいて避難路をつけていく、安全な場所を設けていく、そういった取組の形もお願いを申し上げたいなというふうにも思います。これは要望にとどめておきますけれども。

2番目の避難所における非構造部材耐震化についても、部長にもこれから

答弁いただきますけど、そういった流れをしっかりと防災のほうも含めて考えていただきたいなど、このように思っておりますので、県土整備部、そして、また、防災対策部というふうな形ではあるかと思えますけど、今後、避難所における非構造部材耐震化、これは市町の問題もありますし、その地区の問題でもありますので、なかなか防災対策部のほうで部長が答弁するのは難しいというような状況かもわかりませんが、その点を防災対策部としてはどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） 避難所におけます非構造部材の耐震化についてお答えをいたします。

三重県におけます避難所を含む防災拠点となる公共施設の、これは建物でございしますが、耐震化率は、平成28年3月31日現在96.4%であり、全国第3位という状況となっております。一方で、非構造部材の耐震化率は、県内の指定避難所144カ所の約4割を占める公立小・中学校施設だけを見ても37.5%となっており、建物の耐震化に比べると、まだまだ進んでいない状況にございます。

非構造部材の耐震対策につきましては、平成25年8月に、高さが6メートル、広さ200平方メートルを超える天井を有する建物を新たに建てる場合については、天井の耐震対策の実施が義務づけられたところでございます。

一方、災害対策基本法における指定避難所の基準には、非構造部材については定められてはおりませんが、内閣府の避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針におきまして、耐震性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないことが望ましいとされております。

県では、この指針に基づき、避難所が指定されるように市町に促しているところでございます。今後は、改めて国の指針について周知を行いますとともに、耐震対策の進捗状況や、今後の計画推進に係る課題を市町から丁寧に聞いてまいりたいなというふうに思っております。

また、避難所の非構造部材の点検調査につきましても、三重県市町等防災対策会議などの場を通じまして、働きかけをしてまいりたいというふうと考えております。

以上でございます。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） 御答弁どうもありがとうございました。

特に県土整備部、そして、また、防災対策部というふうな形はどうしても、市町の状況をしっかりと把握していただいて連携をとっていただくと、これは重要なことでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

特に非構造部材の耐震化というのは、民間の建物、これは公民館であったりいろいろするわけですが、これは、お金は誰が出すんだ、そういったところになりますとどうしても、県ではない、市町かもわかりません。ですが、やはりそういったところの天井が落ちたりいろんなことがある、避難所として使えない状況も考えられますので、特に今の避難路、そして、また、避難所というふうなところの耐震化というものは、やはりしっかりと頭に置いていただいて連携をとっていただこうと、このようにお願いしたいと思いますので、要望でとどめさせていただきます。

次に、3番目の幹線道路の国道306号の質問に入らせていただきます。

この質問は、昨年11月の定例会議においても、新政みえの館議員が代表質問の中で、この国道306号は非常に重要な道路であり、そして、また、整備を強く訴えられたことでもございまして、私も地元の1人として、今回、このような質問をさせていただくことになりました。

特に菟野町では、皆さん御存じだと思いますが、新名神高速道路が入ってくる。そして、また、国道477号のバイパスが完成してくる。これは平成31年の4月には開通する、供用開始をする。そして、北のほうに行きましたら、ちょうど東海環状自動車道が、今は東員インターチェンジまで乗り入れをしている。そして、また、平成30年度には、大安インターチェンジまで供用開

始になる。そういったところのインターチェンジがどんどんとできてくるわけでもございまして、パネルを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）

このパネルは、今ここに新名神高速道路の菰野インターチェンジがございます。そして、ここがちょうど東海環状自動車道、東員インターチェンジがこのあたりですか。そして、また、大安インターチェンジがこのあたりということで、国道306号というのはオレンジのラインでございまして、特に今、交通量も非常に多くなってきている現状でもありますので、その辺の危険な場所に対する対策をお願いするわけでもございます。

ちょっと写真を撮ってきておりますので。

（パネルを示す）これは、ちょうど菰野町の田光地区の相生橋という橋の周辺でございまして、特にこの橋はどうしても幅員が狭いものですから、車が非常に混雑している。

（パネルを示す）これも同じなんですけど、ちょうどこの車は菰野町のほうへ入っていきます。そして、この車はいなべのほうへ入ってくる。これらが国道306号の相生橋の中で、どうしても片側通行にならざるを得ない、こういう状況もあります。

（パネルを示す）これが、ちょうどその状況です。この橋の幅員では、どうしても当たってしまう、事故になってしまうということで、向こうのところはどうしても片側通行でとまらざるを得ない、こういう狭い状況にもあります。

（パネルを示す）ちょっとしつこく見ていただきますけれども、ここも交差点がございます。ここは小学生や中学生が通る、ちょうど橋のすぐ近くの交差点ですが、ここもどうしても事故が多い、本当に大変な交差点でございますので、またこれも整備をしていただかなきゃいけないなというような思いでございます。

（パネルを示す）これも同じなんですけど、ここがちょうど相生橋、幅員がどうしても狭い、この状況をどのように解決していくのか。

(パネルを示す)これが、ちょうど橋の、かなり老朽化しております。これが昭和41年ですから、50年ほど前にこれができました。大分、これは河川も傷んでおりますのであれですが、今度草を取らなきゃいけないなというふうなあれですけど。老朽化したこの橋、これを今後どのように考えておられるのかということで、私たちも館議員も要望をさせていただいた状況でもございます。

国道306号の場所は巡見街道というふうに言われまして、江戸幕府の巡見使がちょうどここを通られて、新しい将軍になると、みんな、伊勢のほうはどうやってしておるか、岐阜のほうは大丈夫かということで、巡見使を調査に行かせる、それがこの巡見街道の意味らしいんですが、ちょっと私も勉強してきました。

ですけど、そういった昔からの、江戸の時代の中の流れと、どうしても今、菰野町のこの地域は、非常に狭い場所が多過ぎて歩道もない状況の中で、非常に困っている。安全をどう確保していいかと、本当に厳しい状況でもございますので、その辺のところをどのように考えておられるのか。

ちょっとスピードを上げてお話しもしましたけれども、今、この国道306号というのは、鈴鹿インターチェンジから走ってくる道路でもあります。そして、今のいなべのほうへ抜けていく、滋賀県へ抜けていく。そして、また、物流の非常に重要な場所にもなろうというふうにも思いますので、今後どのように対応していただけるのか。これはちょっと申しわけございませんが、知事にも一言だけ、お話を伺いたいなというふうに思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、国道306号の整備についてお答えをさせていただきます。

国道306号の菰野町田光地内の相生橋を含む区間は、先ほどスライドでも御紹介がありましたように、既に2車線の道路として1次改築が完了しております。相生橋におきましても、全幅が6メートルを確保されており、大型

車の行き違いも可能な幅員となっております。

平成27年度に行った相生橋南側での交通量調査の速報値では、昼間12時間自動車交通量が6784台、混雑度は0.89、歩行者交通量は3人でございました。また、交通の集中する時間帯の交通状況を現地で調査したところ、渋滞は確認できませんでした。また、通学路としての指定もないことから、現状では、整備の必要性、緊急性は低いと考えております。

このようなことから、引き続き、交通量の変化など、道路の利用状況の把握に取り組んでいきたいと考えております。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） どうも非常に厳しいお答えをいただきました。

実際に交通量、いろいろとはかっていただいたんだろうと思います。田光交差点の交通量、これが、平成17年では5893台が、1日ですね、それが10年たつて27年には8887台、暫定値でございますけど。去年のちょうど9月ぐらいにはかっていただいた。大体10年で3000台増える状況でありました。

それと、今のもう少し手前の国道306号のところでは、平成17年、杉谷交通量特別地域ですけれども、1万1674台、それが、27年では1万5340台、暫定値。これは4000台増えております。10年で3000、4000という1日の数量が変わってくるわけですね。だから、そういった暫定値というものをしっかりと対応していかなきゃ、これも平成31年の4月にはインターチェンジが、両方が、新名神高速道路と東海環状自動車道がちょうど同じように供用開始なんです。そういったところを結ぶ幹線道路として、交通量が増えるのは当たり前なんです。実際に10年で3000台も4000台も、大体1日の数量が変わる。これは非常に大きな数量の増え方だというふうに思いますので、これからしっかりとした調査もしていただいて。

国道306号を鈴鹿インターチェンジの鳥居からずーっと、皆さん、一度車でいなべのほうまで走ってみてください。どういう状況か、鈴鹿市から四日市市に入るところだって非常に狭い。いつも私、高速道路が渋滞だったら下を通ってくるんですから、国道306号を通ってくるんです。帰りもそうなん

ですよ。全然東名阪自動車道が動かない、下を通らざるを得ない。実際に本当に渋滞も大変ですから、一度、皆さん、調査していただくといいですわ、部長も。ちょうどこの相生橋、部長は行かれたんじゃないですか。どうですか。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 私も現地で道路の利用状況については確認をしており、先ほど答弁したように、早急な2次改築の必要性はないというふうに判断をして帰ってきておりますので、引き続き、道路の利用状況を確認しながら、適切な対応をとっていきたいと考えております。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○**30番（服部富男）** 部長、行かれて、要望書ももらったんだと思いますけど、何気なく行かれたんでしょうか。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 地域からそのような要望も出ていることも把握しておりますので、道路改良の必要性を現地を見ながら判断するために、現場を見せていただきました。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○**30番（服部富男）** 何度言っても同じかわかりません。ですが、やはり6メートルで、大型トラックは何メートルあるかわかりませんが、これが、安全に通行できる6メートルの橋、6メートルは確保していたら、国道として、橋として、それが安全なんですか、安全じゃないんですか。ちょっとお答え願いたいと思います。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 現在、国道を整備するときの様々な基準があるんですけども、一番新しい基準の中でも、1車線3メートル確保できるということを目標に整備しておりますので、全幅6メートルあれば、行き違いは可能な状況になっていると判断しております。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○**30番（服部富男）** 何度言ってもあれです。行き違いは可能ですよ。車は通ります。ですけど、安全を確保して通るのには、どうしても片側通行にならざるを得ない現状があるんですよ。

これも大型トラックが両方から来るタイミングを見計らって見に行かないと、部長もそのときに見ておってもらえばよかったですな。大型トラックがちょうどいなべから、そして、また、鈴鹿市、四日市市、菰野町のほうから来る、そのタイミングを相生橋で見えていただければ、もっと違った考え方もあろうかなというふうに思います。

ですが、やはり6メートルというのは、国道306号の中で非常に狭いですよ。橋はそんなに広くない。歩道もありませんし、人が通ろうかなと思っても全然通れないから、50メートルも上の橋を通ればいいじゃないかというふうな結論らしいですから。

ですけど、やはり人は動きたいなと思って安全を確保して動きますので、その辺のところはこれからしっかりと調査をお願いしたいなというふうにも思います。そうでなかったら、舘議員も怒りますからね。私が言ったから、全然できないじゃないかと思われると困りますので、その辺のところは2人してしっかりと安全対策、これから要望していきたいと思いますので。知事、何かございましたら一言、よろしくお願いします。

○知事（鈴木英敬） 国道306号ですね。私も公務で、東名阪自動車道が渋滞しているときとか、北勢地域に行くときによく使わせていただきますし、選挙などで街宣車でも通ることもよくありますけれども。

いずれにしましても、整備については、今部長が申し上げたとおりでありますけれども、利用状況をしっかり把握しながら適切な対応をしていきたいと思いますが、国道306号は、新名神高速道路や東海環状自動車道西回りができたとしても、そのインターチェンジにアクセスするために、そこに立地する企業とか、そこにお住まいになっている県民の皆さんにとって、産業面、生活面で大変重要な道路であるというふうに認識をしておりますので、適切な対応に努めていきたいと思います。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） 知事、どうもありがとうございました。これでこの質問を終わることができます。

ですけど、やはり部長にしっかりと、どんどんと、これから要望していき
たいなというふうに思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。
時間の都合上、ここであと15分ぐらいはしゃべっておってもいいんですが、
次の質問に行かせていただきます。

次の、朝日町の地域防犯体制についてであります。

特にこの朝日町には、一言で言いますと、交番も駐在所もございません。
平成17年、2005年に、川越町と朝日町の駐在所が合併をしまして、そして、
朝日町から駐在所がなくなって、川越町と朝日町の交番が川越町豊田一色と
いう地域にあります。そして、朝日町も警らをしていただいている、この状
況であります。

この資料を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）

この資料、ちょっと個人的につくった資料でございますので、県警の資料
とは、1時間前にこの資料はちょっと違うよというふうに指示をされまして、
直すことができなかつたんですが、この朝日町、これを見てください。
ずーっと、これはゼロなんだ。川越町は2カ所という形であります。

そういったところで、ずーっと見ても、朝日町だけなんですね。駐在所も
交番も何もないのは。ですけど、実際、非常に事件も多発している状況でも
あります。

これをちょっと見ていただいて。（パネルを示す）

これが刑法犯の認知件数、これは事件がありましたよという認知件数で、
ちょうど人口1000人に対してどういう比率なのかというところで、今、川越
町が一番多いんですね。1000人に対して14件、そして、朝日町は1000人に対
して11件。これは、1番と5番が川越町、朝日町、こういうような状況であ
ります。

なぜこういったところの資料をお見せしたかといいますと、非常にコンパ
クトな場所で事件は発生しているというふうに思います。私も、県議会へ行
かせていただいて、朝日町、そして川越町というのは、私も自分の選挙区で
ございますので、いろいろと要望も聞かせていただいたり、それと、現状を

ず一っと思わせていただきました。

今、交番が、平成17年、2005年に統合されて廃止になったと。それから人口はどんどんどんどん増えているわけでありまして、平成17年の2005年で朝日町は7024名の人口だったんですけども、これは12年たって1万634名、それだけ増えているわけでありまして、3600名、この12年間で増えました。本当にいいことだなんて。三重県でも、川越町も朝日町も出生率が一番高かった。1位、2位を争う、二、三年前はそうだったんです。ですけど、やはりそれと同じように、事件も多発しているというのが現状であります。

なぜないのかというのは非常に難しいことだというふうにお話も聞かせていただきました。警察の方の人数といいますか、員数というのは、やはり決められた人数を守っていかなきゃいけないと。それにはやはり国のほうからも通達に来て、三重県は何名ですよというようなお話もあろうかと思えますし、そう簡単に増やせるわけにいかないと。

ですから、今、川越町も朝日町も、事件発生率は1000人に1人の割合というものが、1番と5番なんです。川越町は5年も6年も、一番多いんです。人口が1万4000人、朝日町が1万600人、そういった人口の中で、川越町が一番多いじゃないですか。それと、朝日町も多いじゃないですか。事件がたくさん発生するんだから、もう少し考えてくださいよというのが、今回の私の質問なんです。

やはり、1000人に1人の割合だから、人口が少ないから、発生が多いんだという問題ではないのではないかというふうにも思いますし、朝日町に、例えば駐在所を持ってくれば、川越町の今ある交番が3名をこっちへ異動して、3名しか残れないと、そういった状況では困るんです。私も、川越町も自分の選挙区ですから、困るんですよ。朝日町もやっぱり交番も欲しいんです。そうした形で、やはり警備をしていただきたいと、安心・安全というものを、やはり身近に感じさせていただきたい。

朝日町の状況というのは、これはちょうど4年前ですか、3年前ですか、本当に残念な事件も起きました。そのときに鈴木知事がすぐ防犯灯をつけて

いただいた。前の質問でもお話ししました。防犯灯や防犯カメラもお願いしたんです。そのときは何も私は、交番や何やという話はこれだけしつこくはしゃべらなかつた。県警本部に行っても、なかなか難しいから、予算もないので非常に大変なんですよと。

ですけど、やはりこういうデータを見る限り、川越町も、そして朝日町も、やはり防犯的な観点からいくと、国道23号そして、また、伊勢湾岸自動車道というふうな形で非常に交通量が増えて、車ですぐに逃げられる、車ですぐ入ってくる。静かな団地の中でもハイブリッドの車を使って静かに入ってきて、ランドクルーザーを盗んでいく、こういう事件が朝日町でも起きているんです。そういうところもしっかりと対応していただけるような状況で、県警本部長にはお願いをしたいなということで、ちょっと声を荒げて申しわけないんですが、ぜひ御答弁をお願いしたいと思います。

〔森元良幸警察本部長登壇〕

○警察本部長（森元良幸） 朝日町への交番等の設置についての考えということでお答え申し上げます。

まず、交番、駐在所の設置に関する一般論についてでございますけれども、交番、駐在所は、人口、世帯数、面積、それから、事件、事故の発生状況等の治安情勢に応じて設置をしております。

新たな交番等の設置要望に対しましては、都市構造の変化や人口・世帯数の増加等により、当該地域及びその周辺の治安情勢に著しい変化が認められた場合に設置の必要性を個別に検討しておりますが、現在のところ、大変申しわけございませんが、全県的に均衡のとれた配置であるというのが県警本部の認識でございます。

次に、朝日町の現状を踏まえての対応につきまして御説明申し上げます。

まず、1点目でございますが、朝日町につきましては、確かに議員御指摘のとおり、近年、都市化が進行しまして、人口や世帯数は増加傾向にあると承知しております。一方で、犯罪や交通事故等の発生件数は、ここ5年減少傾向にあるところでございます。

また、2点目としまして、朝日町は、その全域を四日市北警察署の朝日川越交番が管轄しておりますけれども、町の境まで直線で約300メートル、朝日町役場まで直線で約1.1キロメートルと比較的近接しております、地勢的に見まして、同交番で十分朝日町内の治安事象にも対応が可能であるという認識しております。

また、3点目として、これまでも勤務員の増強や、警ら立ち寄り所の増設を行ってきておまして、日勤勤務の駐在員が1名であった時代よりも、むしろ、マンパワーは強化されているところでございます。

最後、4点目ですが、折しも現在、今年度お認めいただきました予算によりまして、通信指令システムを更新しまして、初動対応の高度化を図っております。また、四日市北警察署やその隣接署、警察本部、自動車警ら隊などの広域的な運用を一層円滑化させることによりまして、朝日町の地域の安全・安心の確保には、今後とも万全を期することとしております。

以上、述べました四つの事情、理由によりまして、朝日町への新たな交番、駐在所の設置につきましては、大変申しわけございませんが、なお慎重な検討を要するというのが警察本部の考えでございます。よろしくお願い申し上げます。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） どうもありがとうございました。

本部長のほうから、今後の検討をとということでございますので、実際にそれを待つしかないなというような状況でもあります。

ですが、やはりこの平成30年、来年ですか、秋には、四日市北警察署が新しく建てかえられ、今工事中ですよ。東名阪自動車道四日市東インターチェンジの近くというふうな形で変わってきます。

特に今は犯罪も、広域化と言うのはおかしいんですが、本当に車を利用して、すぐに走ってきてはすぐに逃げていく、こういうような状況もありますし、なかなか難しい問題で、こんなことを言っておかしいんですが、朝日町の事件もまだまだ未解決のところもございます。特に若い女性と言ったら失

礼ですけど、女性や、そして、また、子どもたちが通う小学校、中学校、そういったところ、高校生の子も電車で通います。

そういう状況の中で、やはり犯罪を犯そうとする考え方の人たちにとっては非常に、交番があったり、派出所があったりする抑止力というふうな形でいきますと、交番の電気を、明かりを見るだけで、子どもたちも、そして、また、地域の人たちも安心感を感じるんじゃないかな。ああ、交番がここにあるな、守ってくれているな、こういう思いがなお一層強くなるんじゃないかというふうに私も思いますので、ぜひその点は、今後の検討をよろしくお願い申し上げたいと思います。

時間がございませんので、次の質問に移らせていただきます。

これで最後の質問でございます。鈴鹿国定公園指定50周年と観光推進についてであります。

ちょっとパネルをお願いします。

(パネルを示す) これは鈴鹿国定公園とは全然関係ないんですが、昨年の11月、伊勢志摩国立公園指定70周年ということで、2016年、伊勢志摩国立公園が70年を迎えたよ。山本教和、志摩市選出の大先輩の議員が会長をしておられます実行委員会、特に昨年の1年間は伊勢志摩サミットと、そして、また、この国立公園の指定70周年で、あの地域も非常ににぎわったのかなというような思いで、本当にうれしく思っています。

鈴鹿国定公園とは余り関係ないんですが、これをもう一度お願いします。

(パネルを示す) これは、皆さん御存じのように、第27回全国菓子大博覧会・三重、お伊勢さん菓子博2017、これが今、4月21日から5月14日まで開催されるということでもございますし、廣田雇用経済部長は、ぜひこれをPRしてくれというふうに言われなかったんですが、私は常任委員会の委員でございますので、これをPRさせていただこうと思っています。これは何万円にも価値があるぐらいのPRですからね。伊勢志摩サミットよりはちょっと少ないですけど。

三重県の皆さん、そして愛知県の皆さんもみえるかわかりませんが、これ

は1800円ですか。1800円、大人。シニア65歳以上は1600円、ちょうど200円安くなります。私も200円安く買わなきゃなと思いますので、ぜひお伊勢さん菓子博2017をよろしく願い申し上げたいと思います。ちょうど石垣副知事も、うんうんうん、よしよしというふうにおっしゃってみえますので、ありがとうございます。ぜひ菓子博に来てください。よろしく願い申し上げたいと思います。

本来は、鈴鹿国定公園指定50周年に向けてのことでございます。

鈴鹿国定公園、その中を結ぶ東海自然歩道は、前回の質問でもさせていただきました。特に2018年、来年の7月で、鈴鹿国定公園が指定50周年を迎えるという節目の年でもございます。特に伊勢志摩国立公園の指定70周年と同じで、いろんなイベント等々をやっていただくんだろうなというふうに御期待するわけでもございますが、前もってやはりしっかりとPRをしなきゃいけない。今の菓子博もそうだと思います。やっぱりテレビやいろんなところで放映をする、我々も一緒になって北勢のほうにもPRしていく、こういった気持ちも大事なかなというふうに思います。

特に鈴鹿国定公園は、実際にいなべのほうから、そして、また、大杉のほうですか、その辺のところまで結んである東海自然歩道があるわけですので、そういった東海自然歩道の整備も含めてこれから考えていただくのが一番いいんじゃないかなというふうにも思います。特に歩かれる方が非常に多いので、安全・安心でしっかりと歩けるような、ハイキングを楽しむような、そういった東海自然歩道にしてほしいな。三重県だけでも197キロメートルなんですけど、全長でいけば1697キロメートル、東京から大阪間なんですけれども、197キロメートルだけでも、やはり本当に安心・安全で楽しめるような場所にしてもらいたいというのが今回の質問です。

今、鈴鹿国定公園というと、御在所、そして鎌が岳とか、いろいろ山はあります。御在所も湯の山温泉開湯1300年の節目の年を迎える状況でもございますので、来年の2018年は、湯の山温泉にとっても非常に意義がある50周年であろうかなというふうに思いますので、市町の考え方も当然大事だと思います。

ますが、三重県もしっかりとその点も考えていただいて、市町と協力をして
いただいて、三重県としては、鈴鹿国定公園指定50周年はこうするんだとい
うような、やはり一つ大きな柱を立てていただきたいなというふうに思っ
ておりますので、その点、どのようにお考えなのかをお聞かせ願いたいと思
います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 鈴鹿国定公園の指定50周年に向けての取組につ
いて御答弁申し上げます。

平成30年、議員が御紹介ありましたように、公園指定50周年を迎えるに当
たりまして、この公園は、三重県から滋賀県にまたがっておりますので、三
重県、滋賀県、あるいは関係市町、観光協会等、いろんな機関が入りました
鈴鹿国定公園協会がございまして、その中で、現在、ガイドマップの作成で
ありますとか、登山イベントやトレイルランニング大会の開催、あるいは
フォトコンテストなどの準備を進めています。

また、県としましては、やはり公園指定の地元の皆さんの機運を醸成する
ため、まず、県民参加の植樹祭、あるいはいろんな形で環境保全に取り組ん
でみえるNPOの皆さんと、連携した自然体験イベントを開催するべく予定
をしております。

さらに、三重まるごと自然体験構想を樹立しておりまして、特に協定を結
んでおりますアウトドア用品の株式会社モンベル等と連携した自然体験イベ
ントを通じた魅力発信、あるいは人材育成、さらに、温泉がございまして、
温泉と登山を組み合わせた新しい自然体験プログラムなど、特に鈴鹿国定公
園ならではの新しい魅力を発信していくべく準備をしていきたいというふう
に考えています。

また、一方、東海自然歩道について御指摘がございました。やはり完成か
ら40年以上経過し、老朽化なり、あるいは台風等によるのり面の崩壊がござ
いまして、現在、特に被害箇所等の復旧に向けて、市町と連携しながら進め
ておるところですが、指定50周年に向けては、安全で安心な体験をしていた

だくために、やはり地域の皆さんや企業の皆さんと一緒にあって連携をしながら、例えば簡易な施設整備やら、あるいは美化清掃などは、そういった皆さんと一緒にできるような仕組みも考えていきたいと考えています。

いずれにしても、平成30年、公園指定50周年に向けて、湯の山温泉開湯1300年の節目ですとか、あるいは新名神高速道路の、仮称でございますけれども、菰野インターチェンジの完成など、大きなチャンスを迎えます。こういったチャンスを生かすべく、鈴鹿国定公園の魅力発信、そして、そこに多くの皆さんが来て、交流が盛んになるように取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） どうも時間でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。これで質問を終結いたします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 2番 中瀬古初美議員。

〔2番 中瀬古初美議員登壇・拍手〕

○2番（中瀬古初美） 新政みえ、松阪市選出の中瀬古初美でございます。

では、一般質問をさせていただきたく思いますが、その前に、一昨日、地元松阪市では、第22回武四郎まつりが開催されました。来年、平成30年には、武四郎翁生誕200年、そして、蝦夷地が北海道に改称して150年になるメモリアルイヤーであるということからも、今年は一層盛り上がったように思いました。

北海道からは、北海道150年事業準備室の岩崎法彦室長、音威子府、左近勝村長、関係者の皆様が来松されました。高橋知事のメッセージの御披露、そして、音威子府村長の御挨拶の中、また、北海道の新聞におきましても報道されておりますが、現在、道議会開会中ですが、議員提案により7月17日、武四郎翁が命名を提案された日ですが、北海道みんなの日とする条例案を提出し、全会一致で可決されるだろうという新しい情報が発せられて、そ

の場の空気が盛り上がったことは言うまでもありません。

鈴木知事のメッセージも読まれまして、松浦武四郎翁の偉業を全国に発信する千載一遇のチャンスから、松阪市や地域の皆さんとともに心一つにして、また、北海道の皆さんとも連携しながら、県の取組を積極的に進めたいとの内容に、後にお話をさせていただいた岩崎室長や左近村長から直接、記念事業が三重県と北海道にとって心に残るものとなるよう、ぜひ一緒に取り組みましょう、よろしく願いますと、お言葉をいただきましたので、皆さんの期待は大きいです。その取組に勝る取組になりますよう、知事、よろしく願いいたします。

では、一般質問に入らせていただきます。

三重県・パラオ共和国友好提携締結20周年記念事業を契機として、友好交流の今後の展開について質問をさせていただきます。

このたび2月17日から21日まで、石垣副知事、日沖副議長をはじめとした県訪問団とともに、パラオを訪問させていただきました。非常に有意義な訪問であったことをまずは御報告させていただきます。

さて、三重県とパラオの友好提携は、当時のクニオ・ナカムラ元大統領の実父が伊勢市大湊出身ということと、三重県とパラオが美しい海と豊かな自然に恵まれている共通点などから、1996年7月25日、ナカムラ元大統領をはじめとするパラオ共和国代表団を受け入れ締結され、本年で20周年を迎えられました。

当時の交流として教師派遣が行われていたということ、そして、現大統領は友好提携5周年の際には来県されております。10周年では大きな交流はあったものの、県としての交流は大きくされているとは言えないというふうに思っておりますが、やはりその中で、本当に唯一、友好提携締結をきっかけに県立水産高校実習船「しろちどり」の寄港に伴う県立水産高校とパラオ高校の交流が20年継続されてきたということが大きな交流だということが改めて本当にわかりました。私も、民間で交流を続けてみえる方々から、県としての交流がない、せつかくの友好提携なのに、県としてこれからもぜひ交

流を続けてほしいという要望を受けて、県にも訴えてまいりました。

昨年7月20日、鈴木知事がトミー・エサン・レメンゲサウ・ジュニアパラオ大統領と東京にて面談を実施され、友好提携締結から20周年を迎える同国と本県との交流について意見交換が行われています。7月の意見交換では、ナカムラ元大統領が築いた三重県との関係を、次世代育成に力を入れているので、今後も大事にしていきたいと述べられたということです。

その際、鈴木知事からは、パラオ共和国との友好提携は今年20周年を迎え、来年2月ごろには県立水産高等学校の実習船「しろちどり」のパラオ寄港を予定している。今後もこのような若い世代の記憶に残るような交流を継続していきたい。「しろちどり」寄港の際には、在パラオ日本国大使館が開催する日本フェアとも連携できればと考えているということが述べられています。

特に青少年の育成、環境問題の分野において連携していければとお話ししてみえますが、今回の訪問においては、鈴木知事は大統領にお目にかかることができず大変残念でなりませんというところでございましたが、現地で石垣副知事の御挨拶は、その使命と、20年前を知る力のこもったものであったと、すぐ近くで聞かせていただいた者として記憶に残っております。

こちらでございますが、（パネルを示す）これは石垣副知事と、そしてクニオ・ナカムラ元大統領でございます。三重県庁の中で、誰よりも当時を知ってみえる石垣副知事、昭和45年4月入庁以来47年間、三重県政のために走り続けられた石垣副知事、長い歴史の中のパラオ友好提携の1ページだと思えますけれども、その場所を同じくさせていただいたことをうれしく思っておりますし、ととにもこやかな表情でいらっしやったことがとても記憶に残っております。

幾つか紹介をさせていただきたいんですが、（パネルを示す）こちらは訪問2日目の朝です。ウォーカソンといいまして、ウォーキングとマラソンを合わせた造語です。今回、ウォーカソンをしながら、これはごみ拾いなんです、現地のパラオの女の子たち、子どもさんたちと一緒にごみ拾いをすることができました。少しわかりにくいですが、ここに水色のTシャツを着ら

れている、これは私たちもそうなのですが、三重県のほうでつくられたTシャツをみんなで着ておりました。このようにしてごみを拾っている、道のところに落ちているたばこの吸い殻などを拾ってずっと歩いていきました。

こちらです。(パネルを示す)これは、レメンゲサウ大統領の表敬訪問時に、副議長が御挨拶をされているところですが、このように大統領の表敬訪問や、そして、在パラオ日本国大使館も表敬訪問をさせていただきました。

在パラオ日本国大使館を訪れた際、山田特命全権大使が、三重県とクニオ・ナカムラ元大統領の御縁のように、日本とパラオの間には多くの人々のつながりがある。つないだ御縁が現在に至る。人のつながりが御縁を紡ぎ、たくさんの御縁につながっていく。20年という提携は最も古いのではないかということもおっしゃって見えました。また、パラオへの国際協力においては、資金面の援助だけでなく、技術とか実務の伝承というのが大変重要であるというようなこともおっしゃいました。

そして、今回参加した大使館主催の日本フェアというのがございました。こちらには子どもから大人まで約540人が訪れて、パラオの皆さんがいろんなものを披露してくれました。柔道や太鼓、ソーラン節、三重県からは忍者の体験などもありまして、忍者衣装を着て手裏剣の体験などもあり、また、大使館のほうからは浴衣の着つけや折り紙など体験コーナー、習字のコーナーもとてもにぎわっていました。高齢者の方がまた笑顔であふれていたということ、県立水産高校の生徒がパラオの子どもたちにローブ結びを教えたというような、そんなコーナーもございました。

現地で副知事はたびたび、パラオとの交流を大切にしていきたいというふうにおっしゃいました。20年、その交流というのは低調であったということをおっしゃったこともございましたが、知事は、若い世代の記憶に残るような交流等の友好関係を発展させたいというふうに言われている中で、副知事のお言葉、友好提携から20年を迎えるに当たり、青少年育成や環境分野での連携を含めて、今後どのような展開をお考えですか。パラオの現地で熱く御挨拶

を語られていた副知事に、その当時を振り返って答弁をお願いしたいと思いを。よろしく願いいたします。

〔石垣英一副知事登壇〕

○副知事（石垣英一） まず、中瀬古議員はじめ県議会議員団の皆様9名、副議長をはじめ訪問団に参加していただきまして、ありがとうございました。当初の目的どおり有意義な訪問であったというふうに思っております。また、身に余る光栄なお話をいただきまして、ちょっと恥ずかしいのでありますけれども、これからパラオとの交流をどうしていくかという話について、少しお話をさせていただきます。

まず、パラオ共和国との友好提携締結から20周年という大きな節目に当たりまして、日沖副議長をはじめとする県議会議員団9名の皆様とパラオを訪問させていただきました。この訪問によって、三重県がパラオとの交流を大切にしていきたいという思いが、パラオの皆さんには伝わったのではないかと思います。そのことは、訪れた先、訪れた先で、大変パラオの皆さんに温かく迎え入れていただいたということを私は実感いたしました。

今回、パラオの訪問の中で、レメンゲサウ大統領を表敬訪問させていただきました。昨年7月、知事が東京のほうで大統領と会談をして、さらにパラオとの交流を深めていこうというお話があった。それと、それに対するお礼と、知事からの親書を手渡しさせていただきました。

大統領からは、まさしく大歓迎を私は受けたと思っております。そして、早期に三重県を訪問したいとお言葉をいただくなど、友好提携5周年の際にも大統領として来県されたこともありまして、大統領から熱い思いが伝わってきました。

また、議員も触れられましたが、友好提携締結当時の大統領であり、御自身の父親が伊勢市大湊出身であるクニオ・ナカムラ元大統領との面談も実現をしました。ゆかりのある伊勢へお孫さんを連れて帰ろうかなというふうな話をされていました。日本や本県とパラオとの長きにわたる歴史と強いつながりを実感することができました。

パラオとの具体的な交流の取組としては、友好提携と同じく、20年前から県立水産高等学校の実習船「しろちどり」がパラオに寄港しております。そして、姉妹校提携先であるパラオ高校との交流を積み重ねてきました。私もパラオに寄港中の「しろちどり」を訪問いたしました。水産高校生と言葉を交わさせていただきましたが、生徒からは、英語での会話は苦勞したけれども、パラオ高校生との交流、あるいはダイビングの実習によって、自然環境の大切さなど教わったものは多かったなというような子がおりました。そういう声も聞かせていただきました。

パラオとの交流20年と一重に言いますが、この「しろちどり」と県立水産高校生が、要するに三重県とパラオとの交流を守り、育んできてくれたんだなという、そういう思いが私はいたしました。

「しろちどり」による生徒の交流のほかにも、近年では、例えば皇學館大学の学生がゼミ旅行でパラオの子どもたちと交流を行うなど、これまでも青少年交流が進められています。今後とも、パラオとの友好交流を通じて、県内の若者や子どもたちが世界に触れるきっかけになればと考えております。

また、今回のパラオ訪問では、現地の環境保護意識の向上に資する取組として、先ほど議員のスライドにもありましたが、ごみを拾いながらパラオの皆さんやパラオ在住の日本人と私たち訪問団が交流するウォーカーソンを実施いたしました。

パラオでの環境保全の取組としては、これまでも平成23年から25年にかけて国際環境技術移転センター、I C E T Tと連携して、生ごみを堆肥化する仕組みを導入することにより、ごみ処理に対する現地住民の意識を向上させる取組などを行ってきました。

また、三重県環境保全事業団などに海外技術研修員として水質保全の専門家を受け入れてきたほか、昨年には、パラオ政府関係者のエコツーリズム研修の県内受け入れなども行ってきました。来年度以降も、I C E T TやJ I C A、独立行政法人国際協力機構でありますけれども、と連携して、廃棄物処分場に限りがあるパラオにおいて、ごみの分別やリサイクルの推進に

資する研修事業等を行っていきたいと考えています。

このように、今後も引き続き、パラオの美しい海や自然を守って、親日的なパラオの方々との関係がより一層深まるように、青少年交流と環境保全対策を二つの柱に、交流を深めていきたいと考えています。

また、調査員の派遣や研修生の受け入れ等で協力関係を築いてこられた鳥羽水族館など、民間の交流がさらに広がり、パラオとの友好関係が30年、40年と末永く続いていくよう、次の世代の皆さんに託したいと思います。

ありがとうございました。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 副知事からは、30年、40年、これからも先、交流が続いていくようにということで、言葉を聞かせていただきました。また、これからも、副知事、しっかりと見守っていただきたいというふうに思います。

では、次に、平和教育についてお伺いをさせていただきます。

今回、最初にペリリュー島を訪問いたしました。パラオ本島から約40キロメートルの位置にあり、第2次世界大戦時に太平洋地域の中で最も激戦地であったと言われるのがペリリュー島です。1944年、日本軍とアメリカ軍が激しく戦った場所になりますが、今なお当時のまま生々しく戦況が残されている、それを目の当たりにしてまいりました。

こちらですが、（パネルを示す）今なお当時のまま残されている戦車や大砲、空襲防空壕や零戦など、戦跡の遺留品、通信基地などがそのまま保存されている。これはごらんのとおり、戦車そのままでございます。

こちらが零戦です。（パネルを示す）もう草木に覆われている部分もございますが、おわかりいただけますでしょうか。まだ地雷撤去も行われているようなことと、生々しく当時のこととお話させていただきました。改めて平和の大切さを再認識、そして痛感いたしました。

当時、ペリリュー島では1万人を超える若い命が亡くなりました。彼らの年齢は平均23歳と言われました。しかし、当時、ペリリュー島民を戦渦に巻き込んではないということから民間人を逃し、ただ1人の犠牲もなかつ

たと、そんなふうにも聞いております。さきの大戦で多くの尊い命を犠牲にされた方々に、改めて深く哀悼の意をあらわしたいと思います。御冥福をお祈りいたします。本当に平和の大切さを痛感いたしました。

代表質問の中で、北川議員が、青い空と青い海のパラオに今回行けなかったというふうに言われておりましたが、県議のお父様が戦艦大和で行かれた、多分そこに思いをはせられたお言葉だったんだらうというふうに思いました。

その中でも、生の言葉で体験を聞くことができるのはあと三、四年、四、五年もないだろうという言葉がありましたけれども、本当に戦争を体験された声を直接聞く機会が減っています。体験者が高齢になる中、現地で戦跡を間近に拝見し、この経験を後世に引き継いでいくことが大切なことと再認識いたしました。

それらを含めて、平和教育、これからどのように考えていかれるのか、御答弁をお願いいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 平和教育についてどのように進めていくのかということについて御答弁申し上げます。

戦後70年を過ぎ、子どもたちが日常生活の中で、家族や地域の方々から戦争体験を直接聞く機会が非常に少なくなってきました。学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じた指導や、歴史的な事実に基づいた平和教育を進めることが重要であると考えます。

県内の小・中学校及び県立学校では、各教科や総合的な学習の時間などで平和教育が進められています。例えばパラオ共和国の元大統領の父親は伊勢市大湊出身であることから、大湊小学校とパラオ共和国のコロール小学校との間で姉妹校提携が結ばれています。そのため、大湊小学校では、パラオ共和国から寄贈された太平洋戦争当時の状況を伝える資料の活用や講話を聞いたりする中で、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ活動が進められています。

このほかにも、各学校では夏季休業中も含め、地域の方から直接戦争の体験談を聞いたり、県内の戦争遺物も紹介している県作成の郷土教育用教材三

重の文化などを活用した学習活動が行われています。

また、平成27年度には、修学旅行で45校、県内公立中学校の約3分の1の中学生が沖縄、長崎、広島を訪問し、語り部から聞き取りなどを行ったり、あるいは四つの市町教育委員会では、8月の広島平和記念式典へ中学生を派遣するなど、体験を通じて、人々の思いや願いに共感したり、平和についての意識を高める学習に取り組んでいます。

特にサミット関連では、昨年8月に開催されたひろしまジュニア国際フォーラムに、広島県以外では唯一本県2名の高校生が招聘され、国際平和に係る深い議論が行われたところです。また、本年1月、広島県知事の来県にあわせ開催された平和について考えるトークセッションにおいても、県内の中高生が平和学習に関する訪問地での経験をもとに思いを語りました。こうした場で中高生が主体的に議論する姿は、日ごろから各学校が平和教育にしっかり取り組んでいることによるものと考えるところです。

県教育委員会といたしましては、今後とも各学校での平和教育の充実を図るため、市町教育委員会などと連携して、体験的な機会の提供や、パラオ共和国の戦争遺物に関する資料も含めて実践的な取組事例の情報共有を行い、児童・生徒の国際社会における協調や相互理解の精神を育ててまいります。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 教育長から聞かせていただきましたが、三重県のアーカイブ事業として三重県戦争資料館というものがありますが、そこを見せていただきましたけれども、ぜひその中にペリリュー島の、先ほど教育長が資料として使いたいというふうに言われましたので、これらの本当に生の写真、これはそのまま残っているものですから、ぜひそういう中に掲載をしていただき、それを発信していただいて、子どもたちへの平和教育の資料として活用していただきたいというふうに思います。

非常に探しにくいところと、そして、また、内容というのは全く1枚だけでは、もっと中身が濃くならないといけないというふうにも思います。また、

三重県戦後70周年記念事業のDVDもございましたので、そういうところにも含めて、いろいろ活用していただきたいというふうに思いました。

また、これから平和の集い、そして、Mi eMuでのパラオの展示など、レメンゲサウ大統領が、すぐにでも、早くにとか、スーンという言葉を使って表現されましたが、来日をされる、そして、また、三重県に来られるかと思えますので、そういうところにあわせて、来日にあわせて、来県にあわせてぜひ展示してもらうなどを考えていただいて、早くに取り組んでいただくことも大事じゃないかというふうに思います。

最後にこちらですが、（パネルを示す）ペリリュー島の南端にある西太平洋戦没者の碑に拝礼をさせていただいたこちらのところ、本当に平和の尊さを伝えて、県民の皆さんとともに平和について考えていく必要があるというふうに思いました。

では、「しろちどり」の質問です。

友好提携締結を機に毎年パラオに寄港し、パラオ高校とのつながりを紡いできてくれた県立水産高校の生徒と「しろちどり」、こちらでございます。

（パネルを示す）こんなふうに歓迎「しろちどり」、こういうもので迎えてくださって、船内も見学をさせていただきました。

今回、「しろちどり」の船内を見学させていただいて、谷水船長の話によりますと、1カ月から40日の航海をされるということで、今回平成28年度第5次航海でパラオ寄港ということで、本科16名、そして専攻科11名、計27名の生徒がともに参加をされています。

航海は非常に危険の伴うものでもあり、若い子たちが閉鎖された空間で長期間生活をする、洋上で生活をする、メンタルの面の、時には補助も必要になることもあるということも言ってみえました。

生徒に船内での生活の大変なことは何かということも尋ねました。先ほど御紹介もありましたけれども、私が聞かせていただいた中では、立ちっ放しで夜中に周辺の警備を行う、ずっと真っ暗な外洋を見ていないといけないということが非常につらいんだということも言っていましたし、楽しいことは

何ですかということを知ったところ、陸地での自由時間、自由行動、そして交流、そういうことが非常に楽しみだということも言っていました。

今回、女子生徒が1人乗船をしまして、杉本議員が夢を聞いたそうです。そうすると彼女は、客船の船長になりたいんだということを言ってみたとということで、若い子たちの頑張る姿に未来を見たように感じました。そして、また、その生徒たちの夢を育てるために命を預かる教員の皆さんに、改めて敬意を示したいと思います。本当に大変なことだと思います。

そして、船長と言われるのに、船舶は人や物を輸送する能力があるだけでなく、電気、水、食料、そのほかの一定の生活を支える生活基盤を持つ自己完結性を有しているということをお話されました。

3・11の東日本大震災の発生時でも、船舶が活躍したということも聞かせてもいただいております。そして、「しろちどり」は、そのときにはまだ整備されていなかったのですが、それ以降に整備をされたということも伺っております。また、2015年の4月、天皇陛下がパラオを訪問された際も、船舶で宿泊されたというふうなことを聞きました。

県立水産高等学校実習船「しろちどり」の災害時における有効活用についていかがお考えか、聞かせてください。

〔山口千代己教育長登壇〕

○**教育長（山口千代己）** 県立水産高等学校実習船「しろちどり」の災害時における有効活用について御答弁申し上げます。

県立水産高等学校の「しろちどり」は、漁業実習カツオ1本釣り漁業や海洋資源調査などの多目的実習及び調査などを目的とした国際航海を行う実習船です。同校では、「しろちどり」による1カ月から1カ月半程度の長期遠洋航海実習を年4回実施し、高度な専門的知識、技術と実践力を兼ね備えた水産、海洋のスペシャリストを育成しています。

実習船「しろちどり」は、全長61.96メートル、総トン数499トン、最大積載人員70人の大型船で、通常、船長を含め21人で運航しています。海水を真水に変えることができる造水器や、1カ月程度生活可能な食糧などが備蓄で

きる設備を有するため、自然災害、地震、津波などの発生時には、人命救助、物資の輸送などで活用することも可能です。

このことから、現在、水産高校では地元自治会と申し合わせを交わし、災害発生時に緊急避難先として、「しろちどり」の生徒部屋、トイレ、シャワー室、生徒教室を避難者へ提供できることとしております。

また、同校は、小型実習船「はまゆう」の地域防災訓練への参加や、防災グッズ、缶詰なんですが、サバCANの地域住民への配布など、様々な防災活動も行っております。

今後とも、学校の教育活動に支障が出ない範囲内で、地域のニーズに応じて「しろちどり」の活用を含め、防災の観点から地域との連携を進めてまいります。

以上です。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 活用を聞かせていただきました。

それでは、今回、無形文化財である桑名の千羽鶴と伝統工芸松阪木綿、地域の伝統がそれぞれ連携し、松阪木綿の和紙で折った桑名の千羽鶴をレメンゲサウ大統領に贈呈をさせていただきました。こちらになります。（パネルを示す）今回県内の無形文化財と伝統工芸品が連携した作品を友好提携の20周年の記念に、日本を出てパラオ大統領に贈れたことを大変うれしく感じております。

今回の連携は、石垣副知事の一言がきっかけでございました。副知事、本当にありがとうございました。県内の地域の連携としては、三重ひな街道のように、県内各地で行われているおひな様を一括して広報いただくことにより、それぞれの地域で広報するよりもより多くの方々へ情報を発信することができ、各地域をめぐるきっかけにつながっています。

「めぐって！三重ひな街道」が今年も開催されておりますが、県内はもちろん、県外から問い合わせも多く、スタンプラリーを通じてたくさんの方が各地域を訪れています。地域や団体がそれぞれに頑張り、活動を広報する

には限界があります。三重ひな街道のように、また、今回の桑名の千羽鶴と松阪木綿のように、県だからこそ、つながる広報ができることがきつとあると思います。ぜひ地域と地域、伝統と伝統をつなぐ大切な役割を、県として続けていっていただきたいと要望し、これにつきましては最後といたします。

では、次に、小児在宅医療の推進について質問をさせていただきます。

小児在宅医療体制整備に関する三重県の取組として、住みなれた地域で必要な医療が受けられる医療提供体制を構築することを目的に、平成25年度から29年度の5カ年間、小児在宅医療支援部を中心に、小児在宅支援施設ネットワーク体制の構築に取り組んでみえるところでございます。

この事業については、最初から全県的な体制づくりを行うことが困難と考えられたことから、出生率が高く対象になる小児が多いにもかかわらず、高度専門医療機関がない桑名市と鈴鹿市をモデル地区と定め、課題を抽出しながら、全県展開を目指して進められているのが今だと思っておりますが、今回、南勢のほうの地域、松阪以南においても、そこを進められております。

その中で、ある症例を紹介させていただきたいと思っております。私の友人である訪問看護師がかかわる在宅医療で、三重県でフォーカスされている症例をぜひ紹介させていただきます。

家族の待望の次男君が誕生しました。とりわけ、長男のお兄ちゃんは大層喜んだそうです。元気に生まれてきた、廉君と言いますが、廉君は突発性発疹から急性脳症となり、人工呼吸器を使うことになりました。ICUに約1カ月半入院し、その後は小児科病棟に転棟となって、約半年間入院生活を送ったそうです。在宅生活に向けての準備を整えてきた御家族ですが、在宅生活は初めてで、体験したことのない未知の世界で、何が始まるのか、何が必要なのか、やってみないと、生活してみないとわからないことばかりだと言われました。

一番心配だったことは、廉君の容体が急変したらどうしようということ、気管カニューレが抜けてしまったら、呼吸状態が悪化したら、感染したらと、たくさんあっても起こってみないとわからない、家族だけでなく、たくさん

のサポートを受けて乗り越えていくしかない、そのように思われたお母さんです。

こちらをごらんください。（パネルを示す）退院前の不安、このようにたくさんのお母さんの不安や心配の中で、それでもなぜ地域で生活することを選んだのか。それは家族みんな一緒がいい、それだけです。たくさんのお母さんの不安よりも、その思いが何より強かったからです。入院していた半年間、家族離れ離れの生活はとてつらく、特に長男君にはたくさん寂しい思いをさせたと言ってみえました。我が子と一緒に住むこと、早く退院して家族みんな一緒に生活したい、お父さんとも一緒にお風呂に入れる、お兄ちゃんも遊べる、その思いの一心だったそうです。

在宅生活の中で受けているサービスはこのようになっています。（パネルを示す）昼間お母さんが見て、夜間は曜日で交代して、家族で見てもみえます。午前中の訪問は30分、自発呼吸を取り戻したいという思いから、呼吸器リハビリを行ってみえるそうです。

医療的依存度の高い子どもの介護は、特に母親1人のマンパワーが多く、疲弊してしまうということがよく言われます。廉君のお母さんは、水曜日の午前中は2時間だけですが、働きに行かせてもらっていると言ってみえました。行かせてもらうという表現こそ、母親が面倒を見るのが当然という風潮があるようなことを感じられます。ケアの担い手がほとんど女性であるということ、でも、それでも社会とのつながりが実感できて、2時間だけでも働きに出るということは、ほんの少しでも社会に貢献できるということをとてうれしく思うということもおっしゃってみえました。

たくさんのお母さんの課題もあるかと思えます。障がいや病気などで医療的なケアが必要になるということは、親が働くことが困難にもなります。現在、小児在宅医療の現状と課題について、ぜひこちらでも聞かせてください。お願いいたします。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 小児在宅医療の現状と課題につま

して御答弁申し上げます。

文部科学省の調査によりますと、公立の特別支援学校に在籍する児童・生徒のうち、気管切開や経管栄養など医療的ケアを必要とする小児の数は全国で、平成19年の6136人から、平成27年は8143人に増加しており、本県におきましても57人から87人に増加傾向にございまして、その多くが在宅での生活を送っていただいているということでございます。

県では、先ほど議員のほうから御紹介もありましたように、平成25年度、平成26年度に、厚生労働省の小児等在宅医療連携拠点事業の採択を受けまして、在宅医療を必要とする小児等の療養を支える体制の構築に取り組んできております。

具体的には、三重大学医学部附属病院におきまして、小児在宅医療の充実や、地域連携の推進に取り組んでおります小児トータルケアセンターに業務を委託し、桑名市、鈴鹿市をモデル地区といたしまして、多職種連携の推進を図るため、関係者による連携会議や講演会を実施してきております。

厚生労働省の委託事業終了後もモデル地区への取組を継続するとともに、平成27年度には新たに補助事業を創設しまして、この三重大学附属病院小児トータルケアセンターが実施いたします医療・福祉関係者等を対象とした研修会や、小児在宅医療関係者による研究会の開催などに対しまして支援をし、顔の見える関係づくりの取組を進めております。

さらに、県内各地域におけます小児在宅医療に係る取組につきましては、先ほど御紹介しましたモデル地区での取組に加えまして、桑員地域でのeケアネットそういん、それから、四日市地域でのeケアネットよっかいちなどの地域に根差したネットワークが構築されております。

これらの地域では、医療、保健、福祉、教育関係者等の多職種による事例検討会や講演会を開催いたしまして、様々な事例への対応力を向上させる取組を進めております。

また、対象児や医療・福祉支援が少ない南勢・東紀州地域におきましては、済生会明和病院なでしこを事務局といたしまして、同地域の全6市10町を対

象としました広域的ネットワークの構築に向けた取組が始まるなど、県南部地域に対しても広がりを見せております。このような県内各地域における取組を通じまして、幾つかの課題が明らかになってきております。

一つ目は、小児の在宅医療は成人の在宅医療に比べまして、訪問診療を行う医師や訪問看護ステーションなど、医療資源や医療的ケアを要する小児を受け入れることが可能な福祉事業所などの福祉資源が乏しいという現状でございます。例えば、平成25年度に三重大学附属病院小児トータルケアセンターが実施いたしましたアンケート調査によりますと、小児科及び在宅療養支援診療所のうち、医療的ケアを要する小児に対する訪問診療が可能と回答いたしました診療所は、260機関中20機関にとどまっております。

それから、二つ目の課題としまして、医療的ケアを要する小児や家族の生活を支えるためには、医療・福祉関係者が連携し、切れ目のない医療・福祉サービスを提供する必要がありますけれども、日常的にネットワークを通じた活動が行われていないことから、関係者間の連携が十分に図れていないという現状がございます。

こうした課題に対しまして、今後の取組といたしましては、医療・福祉関係者の確保、育成など、医療資源、福祉資源の充実を図るための取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

また、多職種の関係者による連携体制につきましては、既にネットワークが構築されている地域についてはさらなる充実を図ってまいるとともに、構築がまだまだ不十分な地域に対しまして、取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 現在の取組と、そして、課題を聞かせていただきました。

今月、2月12日に愛知県で行われました第3回東海三県小児在宅医療研究会に参加をして、他県の取組を聞きました。特に岐阜県における重症心身障

がい児・者の現状、そして、在宅医療支援施策については、いろんな意味で本当に目を見張るものがありました。もちろん多額の公的資金が投入はされています。公的資金の投入がされなければできない取組はずっと継続していけるかという、なかなか難しいところがあると思います。

こちらですが、（パネルを示す）先ほどのお母さんが感じている課題、そして困っていること。コーディネーターがいないということ、在宅支援サービスが受けられない、社会とつながることができない、どんどん孤立していく、介護保険ならケアマネジャーがいてコーディネーターの役が常に存在しているが、小児の場合はない、こういうような声も聞かせていただいております。

先ほど家族の支援というところがございますが、その中でも、やはり介護を行う家族が休息をとれるように支援を行うレスパイトケア、これについても大きな課題だというふうに思っております。在宅介護や医療のケアというのは24時間休みがない、介護する側の負担は大きなものとなっています。介護疲れにより共倒れを防ぐことから、介護する側が一時的に介護や医療ケアから離れリフレッシュするという、そういう環境整備を整える、そのようなことも重要な課題となっております。

先ほどもネットワークの構築のことを言われましたけれども、今後、在宅医療を必要とする家庭が安心して暮らしていくために、県としてできることは何でしょうか。今後の展開、方向性を聞かせてください。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 在宅医療の取組、今後の展開について御答弁申し上げます。

県では、在宅医療体制の整備に必要と考えられる構成要素、相談窓口の設置でございますとか、あるいは先ほど御指摘がありましたレスパイト体制の確保でございますとか、あるいは緊急時対応での対策の整備ですとか、そういった要素、これは八つの要素がございますけれども、こういった構成要素をもとにしました一定の枠組み、フレームワークと呼称しておりますけれど

も、これを昨年6月に策定したところでございまして、これに基づきまして、市町の取組状況を把握した上で、実態に即した支援を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

このフレームワークの策定に当たっては、高齢者を中心に検討してきておりますけれども、今後、小児在宅医療提供体制の整備にも対応できるよう、医療、障がい福祉、教育の連携体制の構築などの構成要素も考慮いたしまして、継続的に見直しを図る中で取組を進めたいと考えております。

県内の各地域におきましては、既に連携体制が構築され、取組が進んでいる地域がございますけれども、さらなる取組が必要でございますし、また、地域的な広がりもなお一層必要だということでございますものですから、今後とも関係機関と連携し、地域における医療と福祉の連携体制の整備など、各地域における小児在宅医療に対する取組を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 今後の方向性などを聞かせていただきましたが、地域的な広がりというのはまだまだだと、そして、内容的にもまだまだだと思います。その内容をより一層充実したものにさせていただきたく思いますし、今後もしっかりと注視をしていきたいと思っております。

そういう中で、お母さんの声を聞いていただきたいと思えます。障がいを持つということは誰しもがなり得ることです。廉は病気で障がい児になりました。先天性、後天性の病気が原因になる場合や、転倒や交通事故など、障がい者になる原因は様々です。障がいの内容も、目に見えてわかるもの、目には見えないもの、様々です。もしかしたら自分だったかもしれない、もし自分の兄弟だったら、自分の子どもだったら、自分の孫だったらと考えてみてください。もし自分の身内だったらと考えてください。

そういう私自身も、廉が病気を発症するまで障がいに対してこんなに考えたことはありませんでした。お恥ずかしい話ですが、自分自身看護師として

働くようになってからも深く考えられていませんでした。我が子が病気になって、障がい児になって、廉にたくさんのことを教えてもらいました。どうか自分のことだと考えてください。私はいつもお願いするばかりで申しわけない気持ちでいっぱいになります。でも、御飯を食べる、みんなと同じように楽しんでほしい、喜んで幸せいっぱいの毎日を送ってほしい、お風呂に入る、気持ちよく寝られる、保育所や学校に行ける。今まで当たり前だと思っていたことが、自分たち家族だけの力ではさせてあげられません。皆様の御理解や御支援があってからこそできることです。

廉は人に恵まれた子だと思います。周りで支えてくださっている皆様のおかげで、こうして楽しい在宅生活を送れています。家族ともども感謝しております。でも、何年後には当たり前前の世界になってほしいと願っています。このように言ってみえます。

こちらは、（資料を示す）第2回東海三県小児在宅医療研究会、小児在宅医療体制整備に関する三重県の取組の顔になってみえる知事、こちらにいらっしゃいますが、これは知事のお顔だと思います。知事に、今後の取組を進めていくお考え、取組についてのお気持ち、そのようなものを聞かせていただければと思います。

○知事（鈴木英敬） 平成25年度のときに、国の委託を受けてモデル事業をやるときに、最初の1回目の会議のときに私も参加をし、関係者の皆さんと議論させてもらいました。そのときは、医療や福祉に携わる多職種の人たちを、顔を合わせるだけでこんなに大変なのかというふうに思いました。それが今、新たなネットワークとかできていますけれども、先ほど議員もおっしゃったように、そのでき上がったネットワークが本当にそういう小児在宅医療を受けなければならない子どもたちに寄り添った支援が持続的にちゃんとできているかどうかという、それは、まだまだ課題があると思います。

それから、先ほど議員はレスパイトの話もされました。レスパイトのこともそうですし、親の負担を軽減していくために、親同士のネットワークとか、そういうものをつくって心身の負担を軽減していく、こういうふうやって

いけばいいんだとかというようなことも、これから大きな課題だというふう
に思っていますので、そういうそれぞれの家庭のそれぞれの状況があります
けれども、生まれてきてくれた子どもたちの命を大切に、そういう観点
からしっかり取り組んでいきたいと思えます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 今後もしっかりとした取組をどうかよろしくお願
いいたします。

では、最後です。白猪山の風力発電について。

これにつきましては、地元松阪市のことでございます。松阪市飯南町深野
から大石町にかけての白猪山周辺で風力発電所建設計画で、内容は、松阪飯
南ウィンドファーム発電所（仮称）ですが、2100キロワットの風車12基を設
置するものです。

この風力発電の建設は、法律により環境アセスメントの対象になるため、
現在、環境アセスメントが進められています。環境影響評価方法書について
の市長意見の提出を受けた三重県は環境影響評価委員会を開き、評価委員
会からの答申を受け、14日に環境影響評価方法書についての知事意見を経済
産業大臣に出してみえます。

知事意見では、環境面や災害面から事業実施を不安視する地域住民などの
意見が多数認められることから、事業を進めるに当たっては不安が払しょく
されるよう積極的に情報を提供するなど丁寧に対応し、地域住民などのコン
センサスが得られるよう努めることとしています。

この意見からも明らかなように、地元では災害の発生などが不安視される
一方で、事業者から十分な説明がなく、不満の声が多く聞かれます。なぜこ
のようなことになるのか。そもそも環境アセスメントでは、建設地の環境に
及ぼす影響を評価することに主眼が置かれており、住民の理解があるかは付
随的な要素にとどまっています。そのため、法律で説明会の開催が必要とさ
れても住民の理解を得る手続として認識されず、地元への説明を軽視する事
業者の態度となってあらわれているように思えます。

こうした状況を見ると、住民の理解を得るために環境アセスメントをカバーする仕組みが必要というふうに思いますが、県としての思いであるとか、仕組みをつくることは大事だと思いますが、その点についていかがでしょうか。考えをお聞かせください。

〔田中 功環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（田中 功） 白猪山の風力発電の事業実施を不安視する声があるが、県として環境アセスメントをどのように反映させるのかについてお答え申し上げます。

松阪市の白猪山周辺で計画されております（仮称）松阪飯南ウィンドファーム発電所については、現在、国による環境アセスメントにおいて、調査する項目とその方法を記載した方法書の手続が実施されているところです。

この事業計画につきましては、昨年5月に地元住民から2000人を超える反対署名が松阪市長に対して提出され、また、今年2月には市の所有地を当該事業用に貸さないことを求める請願が松阪市議会に対して提出されるなど、環境面や災害面から工事の実施を不安視する地域の方々の意見が多数寄せられております。

このことから、今月14日、先ほど議員からも紹介がありましたけれども、方法書における知事意見として経済産業大臣に対しまして、事業を進めるに当たっては不安が払拭されるよう積極的に情報を提供するなど丁寧に対応し、地域住民等のコンセンサスが得られるよう努めることを強く求めたところであります。

今後、経済産業省は知事意見を踏まえ、事業者に対して勧告を行っていくこととなりますけれども、今後とも引き続き、住民等の不安が払拭されるよう松阪市とも連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 答弁をいただきました。

生活環境に与える風力発電計画や、それから、今議会でも一般質問で太陽光のパネル設置のことが上がってきておりました。それらについて、やはり地元住民の不安は大きいです。まずもって住民の理解を得ていることが重要です。太陽光に限らず、生活環境に影響を与える事業について、住民の理解を得る仕組みを整備することが必要だと考えています。

松阪ではほかにも、牛舎の建設が問題になっていますが、これについては、法律や条例のいずれにおいても環境アセスメントの対象にはなりません。しかしながら、住民にとっては生活環境に大いに影響のある問題であり、環境アセスメントの対象範囲を見直すことも必要ではないかというふうに考えています。

事業の適正化を図るためにも、住民の理解を得る手続や、それから条例や指導要綱を整備し、一歩進めていくことが県の責務ではないかと考えますが、それについて知事の見解を聞かせていただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） いずれにしても、今ある法律と住民の皆さんの思いとが合致しない、そういうのが、いろんな制度の歪みが出ていると思います。

我々としては、自治体でありますので、基礎自治体と連携して、住民の皆さんの不安の声をしっかり受けとめて、それをどういう対応ができるかということ我真摯にやっていくということだと思います。制度的仕組みをそれぞれどういじればいいのかということはここでは申し上げませんが、大事なことは、住民の皆さんの思い、それを基礎自治体としっかり連携して、真摯に対応していくということだと思います。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 住民の皆さんのお気持ちはずが第一だというふうにやはり思います。

今回3点について質問をさせていただきました。遠いパラオから地元松阪のことまで質問させていただきましたが、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

岡野恵美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇・拍手〕

○5番（山本里香） 10分間関連質問をさせていただきます。岡野恵美議員の発言に対しまして、私、山本里香がさせていただきます。お願いをいたします。

岡野恵美議員が二つのことをおっしゃったことについて関連質問いたします。中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区についてのごとでございます。

このことを発言しようとするときと、また何を言うておるのやとか、くどいとか言われるかもしれないけれども、やっぱり三つの問題は看過できないと私は思っております。

その一つ目は、過去に起こったことですが、データの改ざんで、これは改ざんというからには故意であったわけですから、あってはならないことですが、もし今後、この施設で何かアクシデントが起こったら、これは故意であります、10年という瑕疵担保責任、先ほど言われましたけれども、その内容になってきますので、このことがやっぱり、その必要があるから改ざんをしたわけで、何もなければということですから、何かがあったには違いがないということは、皆さん、御承知だと思います。

二つ目は、載荷試験が、824本中380本で改ざんされた中で6本だったということです。ただ、このことについては、委員会をつくられて十分に方法等を審議されて、そうして6本を選ばれて、いろいろなタイプのものという中でされておるんですけれども、私は、小出しにされます資料ですので、一回一回出されるごとに、今回もまた見ました。

今回、この工事の内容は三つのパートに分かれているんですけれども、地盤のところですね。反応槽の部分と最終沈殿池の部分と急速濾過池というところそれぞれに、反応槽では292本のうち62本で改ざんされて21%、それから、最終沈殿池では454本のうち289本で改ざんがされて64%、急速濾過池では78本のうち29本に改ざんがされて38%という実態があるけれども、単純に

考えて、反応槽で21%の中で1本のモデル試験があり、それから、最終沈殿池は64%の改ざんがあったということで2本の再検査がされ、そして、急速濾過池というのは38%だけれども、3本の再テストがされたということなんです。

急速濾過池というのは外部のものでありまして、そして、反応槽や最終沈殿池というところは機械もたくさん入る、大変加重のかかる重たい部分だと私は中に入れていただいて認識をしております。だから、こういうことも含めて、この再試験といいますか、載荷試験がどのようなものであったのか、こんなことでよかったのかということが、やっぱりひっかかるわけです。

そして、今日、今からお伺いするのは三つ目のことで、賠償責任の賠償金額のことで。ちょっと時系列を追って確認をしたいと思っておりますけれども、改ざんが起って、6本の支持力の検査を再度したというのが、平成20年の4月1日からされております。4月1日、7月25日、7月30日は、これは委員の立ち会いがありませんでした。そして、4月14日、5月12日、5月19日、翌年の10月24日、10月29日は、これは委員の立ち会いがある検査であります。全体を見てみますと、6本のうち2本は立ち会いがなしです。載荷試験を受けて、12月7日に報告書、この報告書が提出されて、問題はないだろうということで、2月8日に検査官による中間検査を実施されています。

その後、工事を再開して、平成23年8月12日に工事が完了、当初契約より遅れること1年3カ月半。これはこの載荷試験を再度やったことだけではない遅れもその中にはありますので。契約先はフジタ、日本土建、アイケイディーです。

工事の内容について、岡野議員の指摘のとおりですけれども、契約に係って履行遅延工事に係る損害金が発生していて、その最終の支払い段階のところで確認作業をし、損害賠償額を決めております。工事代金から差し引いて支払うということで、平成23年8月30日に文書が交わされております。計算式は規約のとおりにされておりますが、損害賠償金が7714万5171円となり、

総工費の49億1961万4350円より相殺しました。さて、ここで問題です。

この契約ですが、当初契約は47億7750万円だったわけで、落札額は、申しとおきますと、94.8%です。平成22年第1回定例会6月会議に1億4000万円もの増額修正、変更がなされているんですけども、これはコンクリートや鋼材の物価スライドということですが、その起算日が平成20年になっているんですね。つまり、この再度の載荷試験をしている、工事をとめてしている、その期間中なんですよ。ここで総額を上げておけば、賠償金額の7700万円は十分に吸収をされていくというふうに私は読みました。そんなことがあってはならないと思いますが、そんなことだってできるよねというふうに思いました。違いますか。一県民としては勘ぐってしまいます。

もちろん提出されている出来高部分の請負代金の信憑性や、遅れた日数、それにもいろいろと疑問はありますけれども、今日ここで、今は遅延損害金、工事総額増額修正について、これって、こういうことって許されるのか、これで何があるのかということをお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（水谷優兆） いずれの手續につきましても、工事の請負契約書、あるいは三重県の会計規則に基づき履行したものでございます。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 資料が小出し小出しに出てまいりまして、今もなお調査をしているというふうなお話もいただきました。こういうような形で説明を受けてもなかなか納得していけないと私は思っていますし、これは、当時決めてきた皆さん、そして、議会もこれを認めてきたということの中で起こっていることですから、大変問題があるということを指摘しながら、後に続けたいと思います。

もう一つ、廃棄物処理センターガス化溶融炉についてですが、解体途中の状況が先ほども紹介をされました。まるで空爆を受けたシリアのアレッポの写真かと思まがうばかりです。そこには傷ついた人はいませんけれども、重機が、仕事がある日終わったそのままです。これまで一体幾らの税金が、この施設及び運営につぎ込まれたんでしょうか。

県が直でないということはよく最近言われますけど、もともとは県が大きく関与して、旗を振って出資金も出した、その環境保全事業団が進める中で、市町に大変な負担もかけながら、吸い上げた税金で、これでもって運営をされてきたところですよ。20億円の追加のお金も入れているわけですから、確認します。

まだ最終解体工事が終了してなくて完了していませんけれども、三重県としてつぎ込んだ金額は一体いかほどだったのでしょうか。この事業が終了に近づくに当たってのレポートを書くつもりでまとめ、考察を少ない言葉でしてください。

- 環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆） 廃棄物処理センターのガス化溶融炉の事業につきましては、総額で建設費が約126億5000万円でございます。そのうち、県費の補助金としては約4億3000万円ということでございます。それと、先ほどございましたのですが、赤字が膨らんだということで、20億円を4年間にわたって補助金として交付をしております。

〔5番 山本里香議員登壇〕

- 5番（山本里香） ありがとうございます。が、瓦れきの山はつわものどもがなれの果ての姿、税金の無駄遣いをそのまま今放置されてあらわしているのではないかと、私は目に映ってしまいます。

前回に、あいうえおというのを言いました。頭が痛い、胃も痛い、うわっ、大変、えらいこっちゃ、お手上げだとは、今さっき言いましたこと二つにかかわっている、今現在いろいろとお仕事をされている皆さんが本当にそう思っているんじゃないかなと思うんですよ。過去にやってきた三重県政のそのつけがここに来ている。さあ、10年後、20年後、あいうえお県政、このまま続けていかないようにはしていかなきゃならないと思い、また、もっともっと精査もしていきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

- 副議長（日沖正信） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（日沖正信） お諮りいたします。明3月1日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明3月1日は休会とすることに決定いたしました。

3月2日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○副議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時14分散会